

# **第3部**

# **基本計画**

## ■達成目標の見方

### 1 達成目標

施策がめざす目標です。

### 2 現状値

目標の現状の数値です。

今後実施する施策については「 — 」になっています。

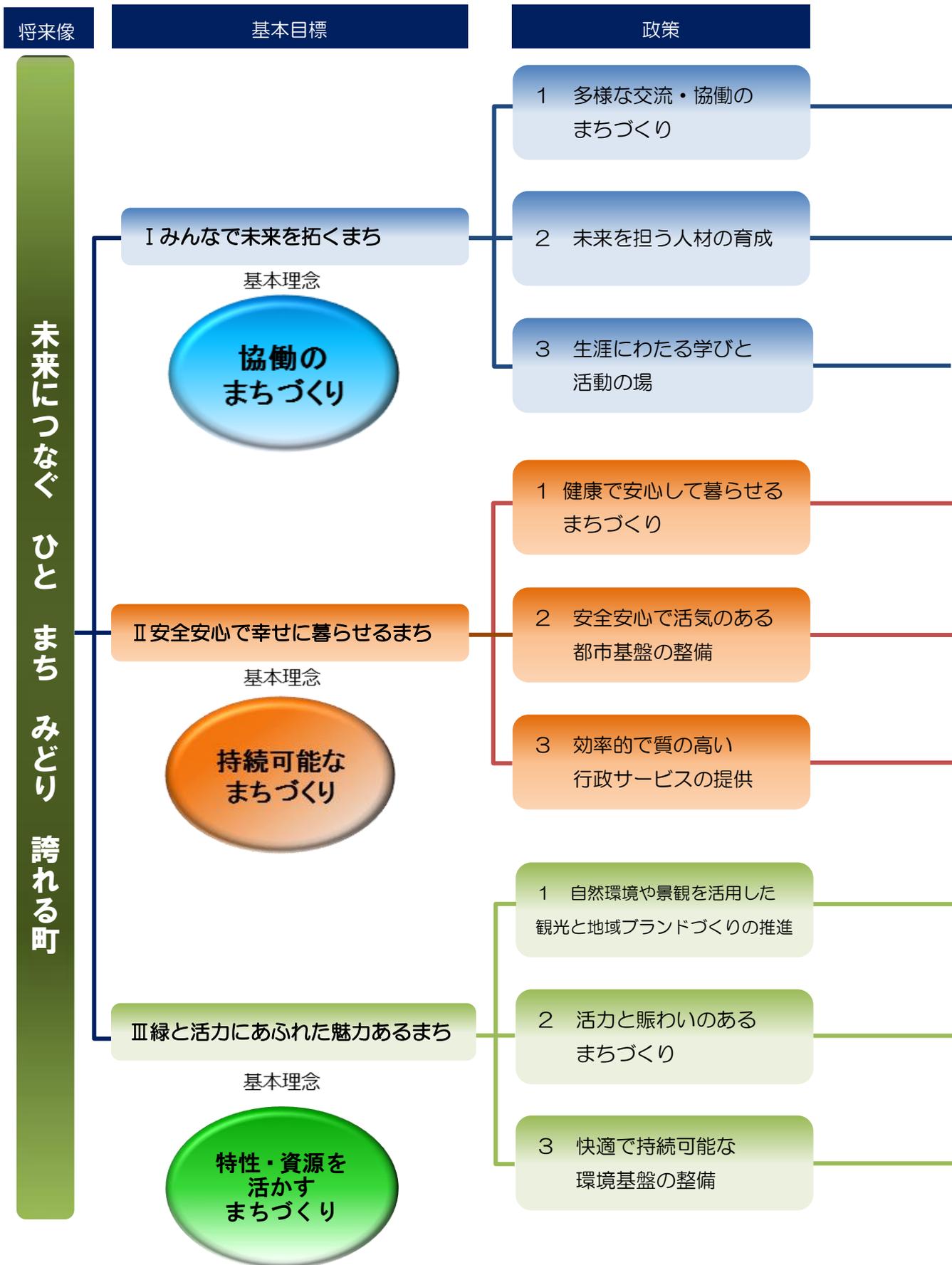
### 3 目標値

前期と後期のめざす数値です。統計調査・アンケート等から取得します。

目標の種類により、次の3つのパターンがあります。

- ① 具体的な数値で示すもの
- ② 今後の方向性や満足度を矢印で示すもの  
数値の増加をめざす場合「  」  
現状維持をめざす場合 「  」  
数値の減少をめざす場合「  」
- ③ 「 — 」で示すもの  
目標年度前に施策が終了するもの  
今後の推移をみて目標値を設定するもの

## **基本計画の施策体系図**



## 施策分野

1) 協働のまちづくり      2) コミュニティ活性化      3) 地域の国際化・国際親善

1) 教育環境の充実      2) 特色ある学校教育の推進      3) 家庭教育・青少年育成  
4) 人権尊重・国際平和      5) 男女共同参画

1) 社会教育の推進      2) 公民館活動の推進      3) 図書館・読書活動の推進  
4) スポーツ・レクリエーション活動の推進  
5) 芸術文化のまちづくり      6) 文化財保護の推進

1) 子ども・子育て支援      2) 保育サービス      3) 健康増進・保健医療  
4) 介護保険・介護予防      5) 高齢者福祉・地域福祉      6) 障がい者福祉  
7) 保険・年金      8) 少子化・人口減対策

1) 都市政策      2) 幹線道路の整備      3) 生活道路・歩道の整備  
4) 交通政策      5) 交通安全      6) 防犯  
7) 防災・国民保護      8) 消費者行政

1) 行財政運営・改革      2) 公共施設マネジメント      3) 人事管理  
4) 広聴広報      5) 情報管理・セキュリティ

1) 自然環境保全と景観形成・緑化      2) 地域イメージの形成      3) 観光・地域ブランド

1) 農業振興      2) 工業振興      3) 商業振興      4) 勤労者対策

1) 公害・地球温暖化対策      2) 循環型社会形成      3) 環境美化  
4) 上水道      5) 下水道

# ■重点プロジェクトと施策

重点プロジェクトの施策や関連する施策については、施策間の連携を図るとともに、各担当課が横断的に取り組むことで、効率的かつ効果的に推進していきます。

## 1 行財政基盤強化プロジェクト

- 財政の健全化と安定的な運営（Ⅱ-1-7-②）P77
- 健全な財政運営（Ⅱ-3-1-②）P101
- 行政改革の推進（Ⅱ-3-1-③）P101
- 企業の誘致促進（Ⅲ-2-2-④）P125

### 関連施策

- 定員管理の適正化
- ふるさと納税の推進
- 水道経営の健全化

## 2 健康長寿プロジェクト

- 総合的な健康づくり推進体制の充実  
（Ⅱ-1-3-①）P69
- 食育の推進（Ⅱ-1-3-⑥）P69

### 関連施策

- スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 疾病予防と健康増進

## 3 子育て支援プロジェクト

- 時代の変化に対応する教育の推進  
（Ⅰ-2-2-④）P39
- 地域ぐるみの子育て環境の充実  
（Ⅱ-1-1-①）P65
- 保育所多機能化の推進（Ⅱ-1-2-①）P67
- 保育施設の充実（Ⅱ-1-2-②）P67
- 多様な保育サービスの充実（Ⅱ-1-2-③）P67
- 放課後児童クラブの整備（Ⅱ-1-2-④）P67
- 子ども・子育て支援の充実（Ⅱ-1-8-⑤）P79

### 関連施策

- 生きる力をはぐくむ教育の創造のための人材育成と配置
- 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- 読書の動機付け事業などの充実
- 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携
- 子育て支援センターの充実
- ファミリーサポート事業の充実

## 4 緑の保全・活用プロジェクト

- 緑のトラスト保全整備事業の推進  
（Ⅲ-1-1-②）P115
- 観光資源のブランド化（Ⅲ-1-3-②）P119
- 6次産業プラスの推進（Ⅲ-1-3-③）P119

### 関連施策

- 緑化の推進
- 緑地の活用と人材育成
- 観光拠点の整備
- 農業・農村の多面的機能による農業振興

## 5 西の玄関口プロジェクト

- 三芳スマートICのフル化整備（Ⅱ-2-4-⑤）P89
- 統一的なサインの整備と適切な誘導（Ⅱ-2-4-⑥）P89
- 三芳スマートIC周辺整備（Ⅲ-2-2-③）P125
- 新たな商業拠点の創出（Ⅲ-2-3-②）P127

### 関連施策

- 国道・県道の整備促進
- 幹線道路の整備

# **I みんなで未来を拓くまち**

---

- 1 多様な交流・協働のまちづくり**
- 2 未来を担う人材の育成**
- 3 生涯にわたる学びと活動の場**



# 1 多様な交流・協働のまちづくり

1) 協働のまちづくり

2) コミュニティ活性化

3) 地域の国際化・国際親善

## I みんなで未来を拓くまち

### 1 多様な交流・協働のまちづくり

#### 1) 協働のまちづくり

##### ◆◇現状◇◇

ライフスタイルの多様化や価値観の変化など、住民のニーズやまちの課題が複雑化しているなか、高齢化、少子化、健康づくり、環境保全、防災・防犯対策など、地域のさまざまな問題を解決し、まちの魅力を創出していくためには、行政だけでなく地域の住民や大学・企業・団体などとの協働により皆で知恵と力を出し合って取り組むことが重要です。また、住民がくらしやすいと感じられるまちづくりを展開するためには、住民自身が積極的にまちづくりに参加することが不可欠です。

町では、第4次総合振興計画の中心理念を「協働」と位置づけまちづくりを進めてきました。その成果として、協働のまちづくり条例の施行、協働推進計画の策定、協働のまちづくりネットワークの設立、淑徳大学との包括協定の締結その他総合的なまちづくりのしくみの研究や検討など、地域のさまざまな課題に協働により取り組むための土台が整ってきました。

また、パブリックコメント※の募集や、住民アンケート、住民参加型ワークショップ※、行政連絡区ごとに町長と住民が直接語り合う「まちづくり懇話会」など、さまざまな方法を用いて、町の各分野における重要な施策や事業を住民とともに進めています。

##### ◆◇課題◇◇

魅力ある安心のまちづくりを推進するため、協働の重要性についてさらに浸透させていくとともに、さらなる住民参加の促進と多様な主体の連携が求められています。

施策の推進にあたっては、課題の抽出、政策形成や施策立案の段階、事業の企画実施や評価の段階など、さまざまなレベルにおける住民の積極的な参加とともに、協働を推進する体制づくりが課題となっています。

まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を大切に、「はじめの一步」を応援するための相談や支援を行う一方で、すでに活躍しているまちづくり団体が相互につながり合う機会を演出するなど、住民が当事者となったまちづくりを継続して支援していくことが必要となっています。

※パブリックコメント：意見公募。住民の意見を行政に反映させるためのホームページ等を通じた公募手続。

※ワークショップ：ここでは、さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場の意。

## 今後の施策

### ① 多様な主体による連携と協働【自治安心課】

協働のまちづくりネットワークを中心として、地域コミュニティ※（区長会等）と連携しながら、新たな担い手の発掘、住民参加の機会の拡充、女性や障がい者の参加促進、企業及び大学との協働の推進を図ります。

### ② 多様なレベルでの協働展開の促進【政策推進室】

職員出前講座や財政白書の作成等により、住民へ積極的に行政情報を提供し、町の財政や行政運営への正しい理解と関心を促すとともに、行政運営への積極的な参加を図ります。

また「まちづくり懇話会」のほか、住民アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、町の政策等の形成過程に住民の積極的な参加を促進していきます。

さらに、協働の担い手となるボランティア団体等NPOの育成や自立を促し、住民提案型事業などの充実により、行政サービスへの住民参加を促進します。

### ③ まちづくりボランティアの育成とネットワークづくり【自治安心課】

まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を応援し、行政の各分野で入口の整備を図って、まちづくりボランティアの層の拡大に努めます。

また、すでに活躍しているNPOが相互につながり合う機会を演出して、住民主体によるまちづくり活動のネットワーク化を促進します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
第2次協働推進計画	平成28年度～平成31年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
提案型事業委託制度応募団体数	1団体	3団体	5団体
まちづくり懇話会参加人数	529人	600人	670人
協働事業連携団体数	20団体	25団体	30団体

※地域コミュニティ：同じ地域に居住して結びつきのある人々の集まり（社会）のこと。

## Ⅰ みんなで未来を拓くまち

### 1 多様な交流・協働のまちづくり

## 2) コミュニティ活性化

#### ◆◇現状◇◆

近年、単身世帯の増加や核家族化、個人志向の高まりなどにより行政連絡区・自治会などの地域コミュニティへの参加率が低下しています。また、地域の高齢化により活動を維持することが困難になってきているコミュニティもあり、社会的にも重要な問題となっています。町には、現在14の行政連絡区があり、これらが地域コミュニティの核となって、老人クラブ、子ども会育成会などの生活に根差した地域活動組織が形成されています。しかし、若い世代をはじめとして、コミュニティへの参加意識が薄れているなか、少子高齢化によりさらに行政連絡区・自治会組織の存続が危惧されています。

コミュニティ活動の拠点である集会所は、多様な住民の交流や連携など重要な役割を担っていますが、建物や設備の老朽化とともに人口減少の実情に合わない状況も見受けられます。集会所のあり方については、行政連絡区とともに参加型の検討を進めています。

こうした地域コミュニティの変化から、住民交流型のまちづくりは大変重要となっています。毎年9月に開催される「みよしまつり」は、住民による実行委員会を主体として運営しており、町をあげての一大イベントとして定着し多くの人でにぎわっています。

#### ◆◇課題◇◆

住民が地域に愛着をもち、住んでいてよかったと思えるまちにするために、それぞれの地区の特性に合わせた魅力あるまちづくりを推進することが求められています。

また、ひとりぐらし高齢者や障がい者などの要配慮者の見守りや、災害時の助け合いなど、地域がかかえる課題に対応していくためにも、行政連絡区・自治会への参加とコミュニティ活動の活性化を促し、地域で支え合う共助意識を高めていく必要があります。

区長会と町が調整役となってリーダー研修や活動事例の交換、他自治体の有益情報の提供などのしかけづくりを行うことにより、各行政連絡区のコミュニティ活動の活性化を図り、住民の地域参加・共助の促進につなげることが重要です。

コミュニティ活動の拠点である集会所は、現代の住民ニーズに合った機能と適切な配置が課題となっています。長く安全に活用するための適切な維持管理を進めるとともに、他の公共施設をコミュニティ活動の拠点として複合的に活用していくことも必要です。

## 今後の施策

### ① 行政連絡区制度の充実【自治安心課】

コミュニティ意識の高揚を促す単位である行政連絡区の円滑な事業の推進を図るため、リーダー研修などによる人材育成に努めます。また、行政連絡区活動の現状把握に努めるとともに、町内外の活動事例などの情報提供を行い、制度の充実に努めます。

### ② コミュニティ活動による自治意識の醸成【自治安心課】

防災など地域の安心に向けた取組を軸として、コミュニティ活動の活性化を支援し、自治意識の醸成を図ります。また、区長会との協働で「行政区・自治会加入促進マニュアル」を作成・活用して、加入率の維持に努めます。

### ③ コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント※【自治安心課】

コミュニティ活動の拠点となる集会所のマネジメントについては、行政連絡区の意見を聞きながら、コミュニティ活動や地域防災の実情に合わせた適正な配置を検討し、機能の集約化と更新を計画的に進めます。

また、施設を長く安全に使用していくため、その機能の適切な維持管理に努めるとともに、地域単位での事業の実施など、稼働率を高める工夫を促します。

さらに、他の公共施設を地域コミュニティ活動の場として有効活用し、住民の多様な交流を促します。

### ④ みよしまつりの開催【自治安心課】

住民と行政の協働による全町あげてのイベント「みよしまつり」を開催し、地域交流活動の活性化を図ります。また、多世代や多様な分野におけるさらなる交流促進を図ります。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
行政連絡区加入率	65.8%	66.0%	66.0%

### ■みよしまつり



※マネジメント：様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法。組織の目的を能率的に達成するために、組織の維持・発展を図ること。

## Ⅰ みんなで未来を拓くまち

### 1 多様な交流・協働のまちづくり

### 3) 地域の国際化・国際親善

#### ◆◇現状◇◆

国際化の進展とともに町においても在住外国人の数が増加しており、町ではNPOと連携し、必要な生活情報の提供や専門相談窓口の開設、問題解決に向けたアドバイスを実施するなど、くらしの支援を行っています。町のホームページでは「外国籍市民のための生活ガイド（6か国語）」等の掲載を行っています。

そのほか、これまで住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るための交流事業をはじめ、地域の国際化の基盤づくりを進めてきました。NPOなどの民間団体などによる在住外国人の支援や交流が主体的に進められてきており、こうした活動と連携しながら国際化に関連する施策を進めています。

また、グローバル社会の進展に対応する力をはぐくむため、中学生の海外派遣やマレーシアからの親善訪問団の受け入れなど交流事業を実施しています。

#### ◆◇課題◇◆

在住外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めていくことが求められていることから、安心して暮らすことができるよう引き続き支援を充実させていくことが必要です。

また、在住外国人が求めている必要な情報を、町のホームページ等で今まで以上にわかりやすく提供していくことが求められます。

一方、住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るため、NPOなどの民間団体などによる国際交流活動が、より一層活発になるよう、引き続き関係機関との連携を強化していくことが求められます。

中学生の海外派遣事業と海外からの親善訪問団の受入の継続をはじめ、教育・文化・スポーツなどさまざまな分野で海外との交流を活発化させ、住民の国際理解や協力を促していくことが求められます。

## 今後の施策

### ① 在住外国人の生活支援【総務課】

生活情報の提供や専門相談窓口の紹介などを行い、在住外国人が安心して生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

### ② 情報の多言語化の推進【総務課/各担当課】

在住外国人に必要な生活情報や行政情報の多言語化を促進し、在住外国人に配慮したわかりやすい情報提供に努めます。

### ③ NPO等と連携した国際交流の支援【総務課】

住民参加による国際交流を効果的に促進するため、関連するNPOなどの活動を継続的に支援し、連携を強化するとともに、NPOをはじめ住民の国際交流活動への積極的な支援を行います。

### ④ 国際親善の推進【学校教育課】

中学生海外派遣事業を継続実施し、ホームステイや現地校との交流など、豊かな体験をとおして国際感覚を育てるとともに、海外からの親善訪問団を受け入れ、交流をとおして多文化共生の理解を深める取組を推進します。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
外国人生活相談件数	767 件	770 件	770 件
中学生海外派遣への参加人数(延べ)	225 人	299 人	399 人

### ■中学生海外派遣





## 2 未来を担う人材の育成

1) 教育環境の充実

2) 特色ある学校教育の推進

3) 家庭教育・青少年育成

4) 人権尊重・国際平和

5) 男女共同参画

## 1 みんなで未来を拓くまち

### 2 未来を担う人材の育成

#### 1) 教育環境の充実

##### ◆◇現状◇◇

学校は、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむために、安全安心な学びの場でなければなりません。

学校施設の耐震化対策については、平成25年度（2013）に耐震補強工事が完了しましたが、小中学校8校すべてにおいて、昭和40年代から50年代に建設されていることから、老朽化が進んでいます。

学校は、家庭・地域社会・関係機関等と連携して、防犯・防災教育や交通安全教育の充実、学校の危機管理体制の整備、通学路や校区の安全確保に努めてきました。

教員の指導力向上や各学校の課題解決をめざす研修計画の作成と着実な実施に努めるとともに、学習指導員、教育支援員、特別支援教育支援員など町独自の職員を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。

また、国際性をはぐくむ教育を推進するためのALT\*や英語指導員の配置、特別支援教育の充実のための特別支援学級助員の配置、新しい時代に対応するためのICT\*環境の整備などに取り組み、特色ある教育活動の展開を進めています。さらに、学校司書を配置し学校図書館を充実させるとともに、読書の楽しさや意義を体得させる効果的な取組をとおして読書活動を充実させ、豊かな心をはぐくむ教育に取り組んでいます。

学校給食では、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより健康の保持増進、体位の向上を図るとともに児童生徒が安心して食べられるように徹底した衛生管理を行っています。

経済的な支援については、幼児教育の普及と保護や負担の軽減を図るため幼稚園就園奨励費を補助し、また、経済的な理由によって就学困難な家庭に対しては、国や町の規定に基づき就学援助を行っています。

##### ◆◇課題◇◇

学校施設の老朽化対策については、中長期的な整備計画を策定した上で、長寿命化を図っていく必要があります。

また、児童生徒が安全に生活できる環境を整備するため、安全教育の一層の充実や安全管理の徹底、ボランティアによる通学路や校区のパトロールなど、地域ぐるみの安全対策が求められています。

学校教育の質を高めるため、計画的に学習環境の整備や教員の資質・能力の向上、多様な人材の配置に努めていく必要があります。児童生徒が生涯にわたり健康に生活していけるように、栄養や食事のとり方などについて正しい知識を身につけることができるよう学校給食を生きた教材として活用し、食育の推進を図っていく必要があります。

※ALT： Assistant Language Teacher の略。小中学校の外国語活動、英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。

※ICT： Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

## 今後の施策

### ① 学校の施設や設備の整備【教育総務課】

老朽化が進む町内8校それぞれについて、中長期的な整備計画を策定し長寿命化による学校の施設や設備の整備を図ります。

### ② 安全安心な学習環境の整備【学校教育課】

校舎内外、校区の安全点検に努め、危険箇所に対する速やかな環境整備を図ります。学校危機管理マニュアルの整備や活用を図り、防犯・防災に関する危機管理体制の充実を図ります。また、家庭や地域の協力を得て、校舎内外や校区のパトロールを実施し、児童生徒にとって安全安心な学校づくりを進めます。

### ③ 生きる力をはぐくむ教育の創造のための人材育成と配置【学校教育課】

確かな学力や豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育活動を推進するため、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員の育成に努めるとともに、現在各学校に配置されている学習指導員、教育支援員、ALT、英語指導員、学校司書を今後も継続して配置していきます。また、各学校が特色ある教育活動を展開するため、地域の人材や教育支援ボランティアの活用を推進します。

### ④ 学校給食を通じた食育の充実【学校給食センター】

安全で豊かな学校給食を実施するため、衛生管理の徹底を図るとともに、みよし野菜等の食材をとり入れるなど、特色ある学校給食の実施に努めます。また、学校給食センターの調理場見学コースや体験学習コーナーを活用し、児童生徒が主体的に体験できる学習の場を設定し関心をもって学び、食に対する興味や理解を深めることができるよう食育の推進に努めます。

### ⑤ 就園・就学の支援【学校教育課】

保護者の経済的負担を軽減するため、就園・就学に対する奨励や援助を推進し、教育を受ける権利の保障に努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成28年度～平成35年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
学校図書館蔵書達成率	79%	90%	100%
食育指導取組時間数	39時間	50時間	70時間

# 1 みんなで未来を拓くまち

## 2 未来を担う人材の育成

### 2) 特色ある学校教育の推進

#### ◆◇現状◆◇

町には、小学校5校、中学校3校の8校の町立学校があり、児童生徒に生きる力をはぐくむことをめざし、小中学校間の連携を図りながら地域や学校の特色を活かすとともに児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した創意ある教育活動を展開しています。

また、児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の予防と解決を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、より望ましい成長と自己実現を支援できるよう、家庭や地域社会、関係諸機関と連携して、教育相談・生徒指導、進路指導・キャリア教育、就学支援の充実等に取り組んでいます。

#### ◆◇課題◆◇

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させる必要があります。さらに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や意欲的に学習に取り組む態度を養うことが重要です。

また、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむ必要があります。

一方、グローバル化\*の進展やICTの発達や普及に伴い、変化の激しい社会へ移行しています。そのようななかで、情報活用能力の基礎的な資質や能力を育成していくことや、体験活動等とおし環境や資源・エネルギーの問題に対応した持続可能な社会の構築のための教育、科学技術を担う人材の育成など、今日的課題に対応した教育の必要性が高まっています。

いじめは人権を侵害する行為であり、心身へ苦痛を与える行為は犯罪です。子どもたちに、いつも相手の立場や気持ちを考えて行動する大切さを学ばせなければなりません。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

今後、学校の教育活動を一層充実させるため、幼稚園、保育所、家庭、地域社会などとの連携のもと、地域の教育力や教育資源を積極的に活用し豊かな体験的活動の実施やボランティアによる授業支援など、特色ある教育活動を展開することが重要です。

\*グローバル化：国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢や過程のこと。

## 今後の施策

### ① 生きる力をはぐくむ授業の創造【学校教育課】

学習指導要領の趣旨をふまえ、小中学校の連携を図りながら、知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらの活用を図る活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむよう努めます。

### ② 心豊かな児童生徒の育成【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの特徴や傾向を理解し、深い信頼関係に基づく指導・支援に努めるとともに、児童生徒の好ましい人間関係づくりを進めます。また、道徳教育や読書活動、体験的な活動をとおして、自主的で協力的な態度を養い、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

### ③ 健康や体力をはぐくむ教育【学校教育課】

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力及び健康保持のための実践力を育てます。さらに、食育、性に関する指導、薬物乱用防止教育など、今日的課題に対応する教育を推進します。

### ④ 時代の変化に対応する教育の推進【学校教育課】 **重点プロジェクト**

グローバル化に対応する力をはぐくむ教育を推進するとともに、外国語教育の充実を図ります。学校ICT環境の整備や活用を推進し、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、環境教育、資源・エネルギー教育等、社会的課題に対応する教育を推進します。

### ⑤ 教育的支援の充実【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、適切な教育的支援を進めます。自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、進路指導やキャリア教育の充実に努めます。また、いじめ、不登校について、学校をあげて組織的な取組を進めます。

### ⑥ 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進【学校教育課】

「学校応援団」の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動や子どもの健全育成を推進します。また、学校公開や学校だより、ホームページ等を活用して教育活動を積極的に発信し、学校をより開かれたものにするるとともに町全体で教育に取り組む機運を高めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
全国学力・学習状況調査(全国平均を上回る領域)	1/4 教科	3/4 教科	4/4 教科
児童生徒新体力テスト(県平均を上回る割合)	47.2%	60%	80%
不登校発生割合(小/中・%)	0.13/2.49	0.11/2.20	0.1/2.0

# 1 みんなで未来を拓くまち

## 2 未来を担う人材の育成

### 3) 家庭教育・青少年育成

#### ◆◇現状◆◇

近年、町においても核家族化や共働き世帯の増加、少子化が進行し、地域コミュニティの維持形成が難しくなっています。子育て家庭の孤立や青少年が将来に希望を持って豊かに成長することが難しい現状もあります。

家庭の教育力の向上は、子どもたちが健やかに育つ基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、自制心などの育成において重要なことです。

また、青少年をとりまく環境は、情報ネットワークの発達とともに多様化し複雑化しています。青少年が犯罪に巻き込まれる被害が深刻な問題となっています。

学校、家庭、地域が連携、協働し、ともに青少年を健全に育成できる環境づくりを進めていくことが不可欠です。

#### ◆◇課題◆◇

家庭の教育力の向上については、学校やPTAなどと協力し、「親の学習」「家庭教育学級」などの事業を推進し、保護者自らがその役割と責任を自覚して、子どもたちと向き合い、住民同士のつながりを深め、地域のなかで育て合うことが必要です。

青少年の不安や悩みを相談し、解消できる相談体制の整備が求められています。

情報ネットワークの発達や情報の多様化にともなう青少年への被害を解消するため、子育て家庭への情報提供や、学校、家庭、地域の連携体制づくりが課題となっています。

#### ■ジュニアボランティアリーダー



## 今後の施策

### ① 「親の学習」「家庭教育学級」等の活動の充実【生涯学習課】

家庭の教育力向上と、豊かな青少年健全育成のため、小中学校やPTAと連携を図り「親の学習」「家庭教育学級」等の事業を展開します。

### ② 学校・関係団体との連携による非行等の防止【生涯学習課】

青少年育成組織の強化と有害環境の対策として、青少年推進員を中心に地域の見守りを進めるとともに、「子ども110番の家事業」を進めます。また、各関係機関と連携して相談体制の整備を図ります。

### ③ 青少年健全育成の推進【生涯学習課】

学校、行政区、子ども会育成会、青少年相談員やジュニアボランティアリーダーをはじめ、地域の広範な団体や個人と連携し、青少年が主人公となる事業の実施や地域の学習支援活動を進めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成28年度～平成35年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
家庭教育学級講座数	36学級	40学級	45学級
子ども110番の家	52件	230件	300件

## ■親の学習



# 1 みんなで未来を拓くまち

## 2 未来を担う人材の育成

### 4) 人権尊重・国際平和

#### ◆◆現状◆◆

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重し合うよう心がけることが大切です。

しかしながら、今日においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する差別や偏見が存在しており、近年では、セクシャル・ハラスメント<sup>\*</sup>やドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>などの女性に対する暴力、児童虐待、プライバシーの侵害、さらには、女性の就労環境において賃金格差や意思決定にかかわる地位に就任することが受け入れられないといったことが社会問題となっています。

住民の人権を擁護し尊重していくことは、まちづくりの基本です。住民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重しあいながら共生社会の実現に向けて努力することが求められます。町ではこれまでも各分野でさまざまな人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきました。

また、町では弁護士、司法書士、行政書士などの専門家による各種住民相談窓口を開設しています。

#### ◆◆課題◆◆

今後も関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図る必要があります。

各種相談窓口について、住民の社会生活や家庭生活で生じている困難な問題や法律上の問題のために適切な指導助言を行うなど、相談事業の充実に努める必要があります。

セクシャル・ハラスメントをはじめドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力は、今日においても増加しており、その防止のための教育・啓発活動を積極的に行う必要があります。

安全安心な暮らしは住民の変わらぬ願いであり、平和はその最も重要な要素です。今後は、人権の尊重が平和の基礎であることをふまえながら、住民の平和意識の高揚を図り、国際社会を構成する一員として、人間らしく幸せに暮らす権利が互いに尊重される社会の実現をめざして施策を推進することが必要です。

※セクシャル・ハラスメント : 性的嫌がらせ

※ドメスティック・バイオレンス (DV) : 同居関係にある配偶者や内縁関係、元夫婦、恋人など近親者間で起こる暴力のこと。

## 今後の施策

### ① 人権啓発・人権尊重意識の高揚【総務課/生涯学習課/学校教育課】

住民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会や研究会の開催など、あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

### ② 各種相談事業の充実【総務課】

社会生活や家庭生活に関する法律上の問題や住民の抱える心配事や悩み事、さまざまな人権問題について解決を図るため、各種相談窓口を開設します。庁内関係部署の連携により住民が相談しやすい体制づくりを推進し、相談事業のさらなる充実を図ります。

### ③ ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の充実【総務課】

ドメスティック・バイオレンスを防止するための教育や啓発活動を積極的に行います。また、関係機関やDV庁内連絡会議等との連携づくりを進め、シェルター※などの被害者支援活動に対する支援や情報提供に努めるなど被害者支援の充実を図ります。

### ④ 平和意識の高揚【総務課】

平和で豊かな社会を次の世代に引き継いでいくため、平和についての住民の意識を高めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・ DV防止基本計画)	平成28年度～平成35年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
人権に関する取組参加者数	2,524人	2,550人	2,550人

※シェルター：ドメスティック・バイオレンス等に遭った被害者を、加害者から隔離し保護するための施設のこと。

# 1 みんなで未来を拓くまち

## 2 未来を担う人材の育成

### 5) 男女共同参画

#### ◆◇現状◆◇

社会情勢の急速な変化のなか、男女が対等な立場で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現が重要な課題となり、国は女性活躍の推進に関する新たな法制度を整えています。職場だけでなく家庭や地域社会においても性別にとらわれることなく、男女がともに充実した安心な暮らしを築くことができる環境づくりが求められています。

町では、「思いやりと自分らしさを大切にするまち 三芳」を基本理念に掲げ、みよし男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな事業に取り組んでいます。さらに、男女共同参画に対する認識をより深く定着させるため、「男女共同参画推進会議」との協働によるセミナーや講演会などを開催し、住民の男女共同参画に対する意識向上に向けて広く周知・啓発活動に取り組んでいます。

また、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進するため、各種審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図るとともに、目標値を掲げ取り組んでいます。

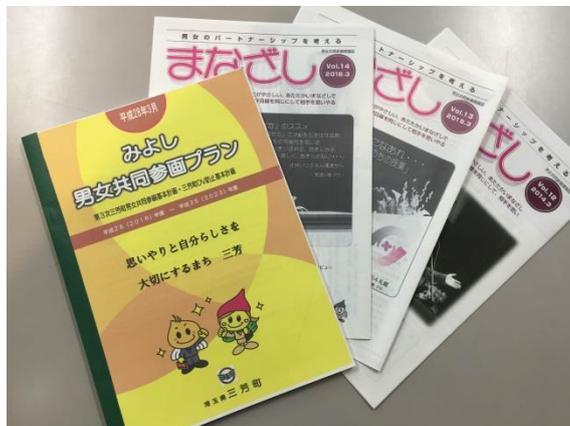
#### ◆◇課題◆◇

引き続き男女共同参画を推進し、意識の高揚を図っていくために政策の決定過程に女性の視点を反映させるため、各種審議会委員などに女性登用の目標値を設定し、推進していく必要があります。

女性が抱えるさまざまな心配事や悩み事の解消を図り、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められます。

このことから、国の女性活躍推進に関する制度に基づきながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた気運の醸成や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得を促進するとともに、女性の活躍を妨げるさまざまな課題を解決し、理解を深めていくことが必要です。

#### ■みよし男女共同参画プランと情報誌まなざし



## 今後の施策

### ① 男女共同参画の促進と意識の高揚【総務課】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、「男女共同参画推進会議」との協働による町の特色を活かした事業を展開していきます。また、住民などに対し広く周知・啓発し、男女共同参画についての理解を深めることに努めます。

### ② 審議会委員などへの女性参画促進【総務課】

政策や方針の決定過程における女性委員の積極的な登用促進を図り、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進させます。また、各種審議会などにおける女性委員の比率を上げるための目標値を設定し、積極的な登用に努めます。

### ③ 女性相談事業の充実【総務課】

女性が抱える夫婦、家族、自分自身、職場や地域の人間関係、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどさまざまな心配事や悩み事の解消を図るため、専門の心理カウンセラーによる相談窓口を開設し、女性が安心して相談できる環境を整えます。

### ④ 女性活躍の推進【総務課/観光産業課】

国の女性活躍を推進する施策に基づきながら、女性活躍に関する課題の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進します。女性の活躍は、女性だけでなく男性にとっても働きやすい環境であることを浸透、定着させるため、広く周知・啓発します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・ DV防止基本計画)	平成 28 年度～平成 35 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
各種審議会等への女性委員割合	27%	30%	➡



### 3 生涯にわたる学びと活動の場

1) 社会教育の推進

2) 公民館活動の推進

3) 図書館・読書活動の推進

4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

5) 芸術文化のまちづくり

6) 文化財保護の推進

## Ⅰ みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 1) 社会教育の推進

##### ◆◆現状◆◆

町では公民館、図書館、歴史民俗資料館などの社会教育機関や体育館、文化会館、集会所などで積極的な学習や文化活動が進められています。また、情報化社会の進展により、住民の学習・文化活動のニーズは多様化しています。

図書館、体育館、歴史民俗資料館などを中心に、中高齢者の利用が進み、個人の学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動は確実に広がりを見せています。一方、公民館を中心とした団体の学習・文化活動は若年層の参加が少なくなるなど、減少傾向にあります。協働のまちづくりの活動など、地域づくりを視点に据えた活動が進んできています。

公民館では、平成26年(2014)に定めた「公民館運営基本方針」に基づき、地域に役立つ公民館をめざして活動が推進されています。図書館では平成24年度(2012)より「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進し、学校図書館との連携を図っています。

##### ◆◆課題◆◆

住民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」主体的に学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、主体的な活動を尊重しながら、さまざまな取組を進め、住民、団体、NPO、民間事業者、教育機関とともに地域力の向上に努める必要があります。

そのために、「公民館運営基本方針」や「子ども読書活動推進計画」などが定められているなか、今後は総合的な社会教育の計画づくりの取組を推進していく必要があります。

#### ■みよしコミュニティ・カレッジ



## 今後の施策

### ① 団体・NPO・民間事業者などとの連携と協働【生涯学習課】

住民はもとより、さまざまな団体や個人と連携、協働を行い、専門知識や技術、マンパワー※を十分発揮した社会教育プログラムや生涯学習講座等の事業を展開します。

### ② 教育機関との連携と活動支援【生涯学習課】

社会教育機関をはじめ、学校との連携を密にしていくとともに、生涯にわたる学習、文化活動への積極的な支援を行います。

### ③ 社会教育計画の策定 【生涯学習課】

各分野の方針や計画の策定を進めるとともに、生涯にわたって学習・文化活動が進められるよう、社会教育分野の計画立案に向けた取組を進めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
社会教育事業関連事業数	264 件	290 件	303 件

### ■学校でのアウトリーチ活動



※マンパワー：仕事などに投入できる人的資源

## 1 みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

## 2) 公民館活動の推進

#### ◆◇現状◆◇

平成27年（2015）5月、新たな中央公民館が開館し、各中学校区に設置された3館の公民館は「公民館運営基本方針」に基づき、住民の地域活動や学習の場として重要な役割を果たしています。

少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄らぐなか、地域コミュニティの重要性が増しています。このような実情をふまえ、公民館は、地域住民や学校、団体が多様な結びつきを図り、一人ひとりが豊かな地域社会を築いていくために「地区公民館」の役割を發揮していく必要があります。

#### ◆◇課題◆◇

公民館は、従来、団体やサークル活動が中心でしたが、誰もが気軽に利用できる開かれた公民館として利用の拡充を図るとともに、使用料の減免規定の適正化を進める必要があります。

東日本大震災以降、重要性が再認識されている震災対策についても、地震など災害等の防災拠点（帰宅困難者一時滞在施設）としての役割を担っていることから、日常的な維持管理と計画的な施設整備が課題となっています。

住民主体の公民館活動を推進していくため、地域、学校、諸団体との連携を図っていくことが重要です。

■ 中央公民館



## 今後の施策

### ① 気軽に利用できる公民館の運営と安全安心な施設の提供【公民館】

豊かな地域づくりのために、団体・個人にかかわらず、いつでも、だれでも、気軽に立ち寄れる「地域の居場所」としての公民館運営をめざします。

また、さまざまな活動において、利用者のニーズに対応した施設の提供に努めるため、快適な環境を提供する施設づくりを進めます。さらに、使用料の減免規定の適正化を図ってまいります。

### ② 住民主体の公民館活動の推進【公民館】

住民の「学びたい」「知りたい」という願いに応える地域の公民館とするため、地域、学校、諸団体等と協力し、住民の主体的な学習の支援を進めます。

#### ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度

#### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
公民館利用件数	6,897 件	7,780 件	8,060 件
公民館事業における連携事業の割合	53%	70%	75%

#### ■キッチンスタジオでの料理講習



#### ■小学生サークル体験



# 1 みんなで未来を拓くまち

## 3 生涯にわたる学びと活動の場

### 3) 図書館・読書活動の推進

#### ◆◇現状◇◇

町の図書館は、中央図書館・竹間沢分館の2館と配本所1か所で、図書館サービスを行っています。住民の豊かな読書生活と生涯にわたる学習を保障するために図書館資料を充実させ、資料提供、予約・レファレンスサービス※の向上に努めてきました。また、読書や学習の意欲を喚起する講座や児童向けおはなし会なども積極的に実施しています。こうした活動から、年間延べ利用者数約14万5千人、貸出冊数約50万7千冊、人口一人当たり貸出冊数12.33冊（平成26年度（2014）実績）という全国類似規模の図書館のなかで高い利用率を維持しています。

また図書館は、「子ども読書推進計画」に基づき、ブックスタート※（4か月児対象）、ブックスタートプラス（2歳6か月児対象）など数々の事業を実施し成果を上げてきました。

#### ◆◇課題◇◇

利用者が必要とする資料が確実に提供できるよう、図書館資料を引き続き整備・充実させていく必要があります。

また、利用者に対して迅速に対応できるよう予約・レファレンスサービスの充実が求められています。

さらに、スマートフォンやインターネットの急速な普及などさまざまな要因から、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が危惧される今、図書館は、町内の各部署や住民と手を携え、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書の喜びを共有できる機会づくりや環境整備が求められています。

#### ■ブックスタート



#### ■学校ブックトーク授業訪問



※レファレンスサービス：

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めたとき、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することでこれを助ける業務

※ブックスタート：

赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心触れ合うひと時や本に親しむきっかけをつくり、初めての本との出会いの場とするもの

## 今後の施策

### ① 図書館資料の整備・充実【図書館】

利用者の必要とする資料が確実に提供できるよう、新鮮で魅力のある資料をバランスよく収集し整備します。良質な児童書を積極的に収集し、基本図書や参考図書を継続的かつ計画的に整備し、「頼りになる住民の書斎」となるよう努めます。

### ② 予約・レファレンスサービスの充実【図書館】

利用者の読書要求に迅速かつ円滑に対応できるようカウンター業務、インターネット予約サービス、配本所サービスを充実させるとともに、高度なレファレンスにも対応できるよう司書の継続配置と職員の資質向上に努めます。

### ③ 読書の動機付け事業などの充実【図書館】

子どもたちの読書意欲を喚起させる事業や子どもの読書を応援する読書ボランティア養成事業などを、専門知識や技能を持つ司書を中心に図書館内外で積極的に実施します。また、図書館講座や読書会など大人への読書案内となる事業を推進します。

### ④ 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携【図書館】

「第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、関連部署と手を携えて子どもの読書活動推進を図り、読書ボランティアの養成や活動支援に努めます。また、学校図書館との連携を推進するとともに、ブックスタート、ブックスタートプラス、推奨図書のブックリストの配布など、家庭における読書の推奨に努めます。

### ⑤ 「よみ愛・読書のまち」の推進【図書館】

うちどく（家族ふれあい読書）、読み聞かせ、読書会、ビブリオバトル（知的書評合戦）などが活発に実施される「よみ愛・読書のまち」を推進し、生涯にわたりさまざまな場所で読書の喜びが共有できるまちづくりに努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度
子ども読書活動推進計画	平成 24 年度～平成 28 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
人口一人当たりの図書館利用回数※	3.78 回	3.80 回	3.82 回
主催・共催事業回数（館内・館外）	292 回	295 回	295 回

※（図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内人口で割ったもの）

## 1 みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

##### ◆◆現状◆◆

高齢化が進むなか、健康づくりや体力向上が大きな課題となっています。町では、総合体育館や運動公園グラウンド、テニスコート、弓道場などを整備し、体育協会などの団体や指定管理者とともに多様な事業を行い、スポーツ・レクリエーション活動への支援も行っています。

町民体育祭は、体育協会を中心として行政区の協力のもと、全住民を対象に行政区対抗戦や交流を実施してきました。住民交流の点で、大きな役割を果たしてきたところです。

また、身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ推進委員が中心となりニュースポーツを紹介し、大会を実施しています。

このほか、平成24年度（2012）からは、町、事業所、指定管理者が協働し、児童を対象にしたハンドボール事業を実施し「みよし大崎ジュニアハンドボールチーム」を結成するなど、事業を継続的に展開しています。

##### ◆◆課題◆◆

高齢化が進むなか、健康づくりや体力の向上を図るため、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種団体との連携を図りながら進めることや、誰もが安心して利用できるスポーツ施設を整備することが求められます。

平成32年（2020）に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心がより高まるなか、子どもから高齢者はもとより、障がいの有無を問わず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう施策を進める必要があります。

また、町においても優秀な成績を収める選手が輩出されるなか、選手の育成を進めていくことも必要です。

##### ■町民体育祭



## 今後の施策

### ① スポーツ・レクリエーション活動の推進【生涯学習課】

多様化するスポーツ・レクリエーション活動に対し、誰もが気軽に参加できる取組を進めることで、健康年齢や体力の向上を図ります。

### ② スポーツ推進計画等の策定【生涯学習課】

スポーツ推進審議会等を通して、総合的かつ体系的なスポーツ推進施策の形成に努めます。

また、競技スポーツの高揚や競技力の向上を図った優秀なスポーツ選手を顕彰・表彰するとともに、スポーツ選手の奨励制度の創設を進めます。

### ③ スポーツ・レクリエーション施設の整備充実【生涯学習課】

住民のスポーツ・レクリエーション活動のためのスポーツ施設の整備に努め、誰もが安心して利用できる環境を整えます。

### ④ スポーツ・レクリエーション事業の連携と協働【生涯学習課】

体育協会等の団体をはじめ、指定管理者や地域スポーツクラブ、事業所等との連携、協働による事業を進めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 31 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
スポーツ・レクリエーション事業等の参加率※	0.8%	2%	3%
体育施設の利用率	65.4%	68%	70%

※町内人口（小学生以上）のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数割合

### ■混合バレーボール大会



### ■ヘルシー三芳ふるさとウォーキング大会



# 1 みんなで未来を拓くまち

## 3 生涯にわたる学びと活動の場

### 5) 芸術文化のまちづくり

#### ◆◆現状◆◆

町の芸術文化活動の歴史は、江戸後期に伝わったお囃子や車人形が、現在も盛んに行われています。近年、地域コミュニティの危機が叫ばれるなか、町では文化会館や公民館を中心として、さまざまな芸術文化活動が進められ、芸術文化活動の楽しさや豊かさを共有する機会が増えてきました。

平成26年度（2014）には専門家、住民、職員等により研究が進められ、芸術文化のまちづくりのための提言書がまとめられました。芸術文化活動の役割は、「ワクワク・ドキドキ感や癒し、励ましなどを関係する人々に与えることと、人間関係や地域社会の関係（コミュニティ）の維持、形成である。」と示されました。

#### ◆◆課題◆◆

芸術文化のまちづくりは、住民が自ら積極的に芸術文化活動を推し進めていき、町が住民の多様なニーズに応えるシステムづくりやサービス、積極的な支援策を提供していくことが必要です。

また、学校、団体、個人はもとより、民間事業者、専門家等との積極的な連携を図っていくことが望まれます。さらに、どの世代の誰もが活動に参加できる、アウトリーチ活動※を積極的に展開することも有効な手立てとなります。

芸術文化のまちづくりをより一層進めていくため、「(仮称)芸術文化のまちづくり条例」の制定が必要となっています。

■ 中学3校吹奏楽部合同コンサート



■ 児童館でのダンスワークショップ



※アウトリーチ活動：公共的文化施設などが行う、地域へ出張サービス。プロのアーティストを地域の学校や福祉施設等に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動

## 今後の施策

### ① 住民が主人公となる芸術文化活動の推進【生涯学習課】

芸術文化支援制度を立ち上げ、経費面の支援や独創的な事業を実現できるよう助言等のサポートをしていきます。住民の芸術文化活動を推進し、住民に周知します。これにより住民相互の交流を図り、住民が主人公となる芸術文化活動を推進します。

### ② 芸術文化活動によるサービスの充実【生涯学習課】

町と指定管理者が対等なパートナーシップ※を維持し、町が芸術文化活動推進の方向性を示しながら、民間がその汎用性や柔軟性を活かし、サービスの充実を図ります。

### ③ アウトリーチ活動の充実【生涯学習課】

学校、保育所、福祉施設、自然地など、町内のさまざまな場所で無料のコンサートを展開し、住民の芸術文化への関心を深め、芸術文化がもたらす創造力や共感等豊かな感性をはぐくむ機会を充実します。

### ④ 「(仮称) 芸術文化のまちづくり条例」の策定【生涯学習課】

芸術文化に関するさまざまな事業を展開していくなかで、団体、個人を問わず多くの人が活動できるよう、「(仮称) 芸術文化のまちづくり条例」の制定を進めます。

## ● 関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度

## ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
芸術文化関連事業数	111 件	120 件	135 件

### ■ 障がい者施設でのロビーコンサート



### ■ みよしまつりでの吹奏楽部コンサート



※パートナーシップ：行政、住民、事業者等が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み。協働

## 6) 文化財保護の推進

### ◆◇現状◇◇

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えていってしまう貴重なふるさとの財産であり、また、地域の歴史や文化などを正しく理解し、将来の発展・向上への礎とする上で欠くことのできないものです。先人から受け継いだ文化財や環境を将来にわたり保護・保存していくことこそ現代に生きる私たちの使命であり、これを積極的に進めていく必要があります。

町には、文化財として、江戸時代の開拓地割景観を今に伝える県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」をはじめ33か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）、古文書などの歴史資料、民具や伝統芸能などの民俗文化財が数多く残されています。しかし、遺跡は開発行為によって消滅の危機に瀕しており、これに先立つ発掘調査を実施することで失われてしまう歴史を後世に残す取組を進めています。また、歴史民俗資料館を中心に、資料の収集、保存、修復、調査研究、展示公開を行うとともに、旧池上家住宅・旧島田家住宅の公開や伝統芸能の伝承活動支援、歴史や文化の体験活動などをおして文化財の保護、啓発、普及活用に取り組んでいます。

### ◆◇課題◇◇

文化財の保存と活用をより一層図るために、調査研究体制整備の推進と啓発活動の継続が求められます。また、歴史民俗資料館は設置後30年を経過する施設であるため、来館者の安全安心が確保できるよう、施設の維持管理や修繕などを計画的に実施していくことが必要です。

■三富開拓地割遺跡（三富新田）



## 今後の施策

### ① 文化財の保存と活用【文化財保護課】

貴重な文化財を適切に保護・保存していくために必要な調査体制を整備し、遺跡の的確な把握と周知に努め調査・研究を進めるとともに、「三富開拓地割遺跡」の保全や民俗文化財の公開と後継者の育成支援に努めます。また、文化財情報を広報やホームページ、パンフレット等を通じて発信し、文化財の啓発や普及を図ります。

### ② 資料館活動の充実【文化財保護課】

資料の収集・保存・展示をさらに充実させるとともに、歴史民俗資料館、旧池上家住宅・旧島田家住宅の維持管理や公開に努め、調査・研究の成果を活かした事業を展開し、地域の歴史や文化の発信を図ります。

### ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 35 年度

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
埋蔵文化財調査対応件数	13 件	14 件	15 件
文化財教育活動への参加者数	279 人	290 人	300 人
歴史民俗資料館への月平均入館者数	468 人	480 人	500 人

■旧池上家住宅



■旧島田家住宅





## **II 安全安心で幸せに暮らせるまち**

---

- 1 健康で安心して暮らせるまちづくり**
- 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備**
- 3 効率的で質の高い行政サービスの提供**



# 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 子ども・子育て支援

2) 保育サービス

3) 健康増進・保健医療

4) 介護保険・介護予防

5) 高齢者福祉・地域福祉

6) 障がい者福祉

7) 保険・年金

8) 少子化・人口減対策

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 1) 子ども・子育て支援

##### ◆◆現状◆◆

少子化が進むわが国において、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安を感じる家庭は少なくありません。

町では、多くの住民が子育てに関心を持ち、地域の絆を深められるよう、子育て支援と子育て環境の整備を進めています。

ひとり親家庭は、離婚や未婚での出産、転入などにより増加傾向にあります。生活の安定と自立促進を図るため、町では相談の体制を整備し、就労支援や育児負担の軽減のための支援体制の強化に努めています。

児童虐待は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、孤立した子育て環境も要因となっています。育児不安や育児に負担を感じている保護者が、増加していることから、町においては、妊娠中から相談しやすい環境を整備するため保健部門と連携し、支援を受けやすい体制づくりを進めています。

また、子どもを守る地域ネットワーク協議会では、関係機関との連携強化を進め、妊娠・出産・育児の記録のデータベース化を推進し、妊娠中から切れ目のない子育て支援の実現に努めています。

##### ◆◆課題◆◆

子どもは未来を創る社会の宝であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

子育てしやすい環境、子ども連れでも楽しめる場所づくりに取り組むことが求められており、地域社会のなかで、安心して子育てができるよう、児童館や子育て支援センターの施策を推進することが望まれています。

また、ファミリーサポート事業\*など地域が協力して子育て家庭を支援できる事業の充実を図り、ボランティアなどとの協働による子育て支援体制を推進させていくことが求められています。

さらに、行政間や関係機関の連携を強化しながら、身近な地域での子育て力を積極的に活用することも重要な課題となっています。

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」(国連・児童権利宣言等より)という意識を住民のすべてがもち、虐待のないまちづくりをめざすことが望まれます。児童虐待の要支援、要保護児童に関しては、相談事業の充実と児童虐待対応マニュアルにより対応していく必要があります。

※ファミリーサポート事業：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織

## 今後の施策

### ① 地域ぐるみの子育て環境の充実【こども支援課】 **重点プロジェクト**

地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに参加していく体制づくりを進めます。これにより、親の育児負担の軽減や地域交流をとおして親の育児力を高め、子どもにとってより良い養育環境の整備を図ります。

### ② 子育て支援センターの充実【こども支援課】

親の保育に対する多様な要望に対し、相談・情報・サービスの提供を充実させ、総合的な支援拠点として子育て支援センターの機能を充実させます。

### ③ ファミリーサポート事業の充実【こども支援課】

仕事と子育ての両立や子育ての孤立に悩んでいる家庭に対して、子育て支援サービスの提供に努めます。サービスの提供にあたっては、子育て経験を活かせる相互援助活動による協力体制を整備します。

### ④ ひとり親家庭への支援の充実【こども支援課】

ひとり親家庭の就労支援や育児負担の軽減を図るため、ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンター利用料を助成します。また、相談体制の充実、学習支援、サロンなどさまざまな支援をとおして、生活の安定と就業や自立を促進します。

### ⑤ 児童相談事業の充実と児童虐待防止【こども支援課】

専門職の配置により児童相談事業の充実を図り、妊娠・出産・育児の記録のデータベース化を進め、妊娠中から切れ目のない子育て支援を図ります。

また、子どもを守る地域ネットワーク協議会と関係する機関との連携を強化し、児童虐待防止に努めます。

### ⑥ 児童館における乳幼児親子支援【こども支援課】

乳幼児をもつ親子が、安心して楽しく遊べる場所として、児童館の役割を充実させるとともに、集団遊びの場を設けることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
地域子育て支援拠点事業延べ利用親子数	9,100 人	11,000 人	▲
ファミリーサポートセンター事業年間活動件数	2,927 件	3,100 件	▲
ファミリーサポートセンター利用料助成制度利用者数	9 人	31 人	▲

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

## 2) 保育サービス

#### ◆◇現状◆◇

共働き家庭や核家族の増加に伴い、子育てと仕事の両立の困難さや病気などによる育児力の低下、子育てに関する知識を高めるための情報不足などにより、子育てに対して不安を持つ家庭が増加しています。

町の保育施設は、公立の保育所が2か所、民間の保育園が3か所の合計5か所と、その他に子育て支援事業を行う子育て支援センターや障害児通所支援施設(児童発達支援)である「みどり学園」があります。みどり学園では、子どもの状況に応じた療育を行い、第3保育所との交流保育にあわせて年長児が他の保育園等との交流保育を実施しています。

放課後児童クラブ(学童保育施設)は、小学校の敷地内に7か所あり、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に保育ニーズに应运ってきました。

児童館は、藤久保・北永井・竹間沢の3か所に設置し、地域の子どもたちの居場所として機能しています。

#### ◆◇課題◆◇

保育所については、今後、入所する児童だけでなく、子育てに関する支援サービスの拠点として保育所の多機能化を図っていくことが課題となっています。また、待機児童を解消するために地域の需要を把握し、保育所として民間事業者を活用していくことも必要です。さらに、保育を必要とする家庭の保護者の就労状況や子育て環境の実態を把握し、延長保育に留まらず休日保育、一時保育、病児・病後児保育、緊急保育などに取り組むことが求められています。そして、保育所に関して培われてきた知識や経験、子育てに関する新情報を保護者や地域に向けて発信し、子育ての不安をできるだけ少なくすることも必要です。

放課後児童クラブ(学童保育室)については、入室希望者は年々増加しており、分室化や新設など適正な整備を行う必要があります。また、充実した放課後生活をおくることができるよう専門の支援員を適切に配置し質の向上を図ることが必要です。さらに支援員の高齢化といった課題もありますが、今後は学校での放課後児童学習支援の実施により放課後児童総合プランとして連携実施が望まれます。

児童館は、子育て世代の親同士の交流や情報交換が積極的に行われる場となるよう、親子遊びなどを充実させ、乳幼児のいる家庭が安心して楽しめる場としての役割の充実や指導員の育成が課題となっています。

## 今後の施策

### ① 保育所多機能化の推進 【こども支援課】 重点プロジェクト

保育所に入所する児童だけにとどまらず、子育てに関する支援サービスの場所として保育所の運営を検討します。それにより子育てに対して不安や疑問をもつ保護者に対する相談窓口としての機能や、子育てをしている保護者の交流拠点として機能の充実を図ります。

### ② 保育施設の充実 【こども支援課】 重点プロジェクト

地域における保育需要を把握し、民間活用による保育施設の開設を検討し、入所児童の見込みに見合った適切な施設の整備に努めます。

### ③ 多様な保育サービスの充実【こども支援課】 重点プロジェクト

保育の必要性のある家庭の要望や実態を把握した上で、公・民保育施設が連携し、待機児童解消に向けて延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図ります。

### ④ 放課後児童クラブ（学童保育室）の整備【こども支援課】 重点プロジェクト

放課後留守家庭の児童の健全な育成を図り保育ニーズに応えるため、放課後児童クラブ（学童保育室）の整備と質の向上に努めます。また、利用者の増加に対応するため、必要に応じて分割や新設を図り、支援員の適正配置を実施します。さらに、民間活力の導入を検討します。

### ⑤ 児童館活動の展開【こども支援課】

地域と児童館が協力的な関係をつくり、子どもの居場所として安全安心に過ごせる環境づくりに努めます。また、子どもたちが健やかに育つよう豊かで幅広い児童館活動を展開します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 27 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
保育所待機児童数	6 人	0 人	0 人
認可保育所の受け入れ人数	605 人	698 人	➡
学童保育室定員確保数	331 人	411 人	➡

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 3) 健康増進・保健医療

##### ◆◆現状◆◆

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしくいきいきと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。

このようなことから、町では保健師・管理栄養士等の専門職の配置により、母子保健対策、生活習慣病対策、食育の推進、感染症対策等を実施してきました。

母子保健対策では、妊娠中からの健診体制の整備、出生後の家庭訪問の強化、乳幼児健診・育児相談の充実をしてきました。生活習慣病対策では、健康診断やがん検診などの健（検）診体制の整備、健康相談・健康教育の充実により、住民一人ひとりが健康状態を知り、生活習慣を改善する取組を推進してきました。

感染症対策では、乳幼児予防接種をはじめ、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌のワクチン接種を推進することで、病気に対する抵抗力（免疫）を高め、病気の予防を推奨してきました。さらに医師会や埼玉県との協力を得ながら夜間や休日に感染症に罹患しても、休日急患診療所や小児時間外救急診療所など、地域医療の充実を推進してきました。

しかし、がんや循環器疾患などの非感染性疾患は増え続けています。これは急速に進展する高齢化社会の到来、健康に影響を与える要因が複雑かつ多様化したことによると考えられています。

疾患の予防には、毎日の食生活や運動習慣の確立、喫煙などを見直すことにより、予防可能であることが明らかとなっていますが、生活習慣の改善には個人差があり「健康格差」が明らかとなってきました。

##### ◆◆課題◆◆

健康づくりを幅広い領域からのアプローチ※に加え、個人へのサポートとして生活習慣病の発症予防・重症化予防することで、住民一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしていく必要があります。

また、医師会や周辺自治体の連携により地域医療をさらに充実させていくことも求められます。

さらに、妊産婦や乳幼児の健診や相談支援の充実、疾病や感染症の予防への対策の充実などにも取り組んでいく必要があります。

充実した日々を送る上で基礎となる「食」については、地域、家庭、そして一人ひとりに浸透させていくため、食育推進活動を充実させていくことが課題となっています。

※アプローチ：対象や目標に近づくこと。

## 今後の施策

- ① **総合的な健康づくり推進体制の充実** 【健康増進課】 **重点プロジェクト**  
 生活習慣病等の重症化を予防し健康長寿社会を実現するため、住民が自らの健康状態を自覚し自主的な取組を継続的に行うことができるよう働きかけやアドバイスを継続的に行っていきます。これにより、医療費の適正化につなげていきます。  
 また、健康づくり推進会議において、行政、住民、地域団体及び事業者と一緒に健康でいきいきと暮らせる仕組みづくりに取り組みます。
- ② **地域医療の充実** 【健康増進課】  
 地域の医療環境を保つため、東入間医師会の協力による休日急患診療・小児時間外救急診療の充実と周辺自治体との連携による緊急医療の体制強化に努めます。
- ③ **母子保健対策の充実** 【健康増進課】  
 妊産婦や乳幼児の健診の実施、専門職による相談支援の充実、子どもの育てにくさを感じる親に寄り添う支援等を充実させるため、関係機関などとの連携体制を強化します。
- ④ **疾病や感染症発症の予防促進** 【健康増進課】  
 がんや循環器疾患など、各種健（検）診の受診促進に努め、疾病の発生予防と重症化予防を重視した対策を推進します。また、感染症については、発生及び蔓延を予防するための対策を充実させます。予防接種については、安全安心に接種するために個別接種方式で実施し、対象者の接種率を上げるために周知を行います。
- ⑤ **相談支援体制の充実** 【健康増進課】  
 保健師、管理栄養士などの専門職員の配置を促進し、住民サービス提供体制の充実強化に努めます。
- ⑥ **食育の推進** 【健康増進課】 **重点プロジェクト**  
 食育が地域、家庭、そして一人ひとりへと浸透するよう、乳幼児期からの食育推進活動の支援を充実します。

### ●関連計画

計画名	計画期間
健康づくり推進計画	平成 29 年度～平成 33 年度
第2次食育推進計画	平成 26 年度～平成 30 年度
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 41 年度

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
大腸がん検診の受診率	34.9%	37%	40%
乳幼児健診受診率	92%	95%	
健康長寿プロジェクト参加者数	—	2,000 人	—

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 4) 介護保険・介護予防

##### ◆◆現状◆◆

町における平成26年度(2015)の高齢化率は、26%(前年24.9%)となっており、高齢化が進行しています。今後、高齢化がますます進むことに伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者も増加することが予想されます。団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025)を見据えて、地域の実情にあった地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築をめざす必要があります。

そのため、町では在宅医療・介護連携の充実や地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の強化、生活支援・介護予防サービスを重点的に進め、地域のみんなが高齢者とともに暖かい心で暮らせるまちづくりに努めています。

地域包括支援センターは、高齢者を保健・医療・福祉の観点から包括的に支援することを目的とし、地域の高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防事業等を行っています。また、新たに在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの体制整備が包括的支援事業として行われます。

認知症の現状においては、要支援・要介護者の認定者のうち2人に1人になんらかの認知症状があり、認知症高齢者は増加傾向にあります。

近年認知症への関心が高まっていますが、さまざまな誤解や偏見なども存在します。そのため、認知症サポーター養成講座を行い、認知症に対する正しい理解を広める取組を実施しています。

##### ◆◆課題◆◆

介護サービスの利用者は今後も増加することが予想されます。より効率的で地元に着した質の高いサービスを提供できるよう、地域の社会資源のバランスを考慮した介護サービスの基盤整備が必要となっています。

要支援者には、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民が主体となった生活支援サービスが行われるなど多様なサービスを展開していくことが求められているため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくことが必要です。

地域包括支援センターは、事業を推進する上で中核的な機関であり、体制強化を図ることが必要となっています。

今後、さらに認知症高齢者にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策を推進していく必要があります。また、判断能力の衰えた高齢者が財産管理などを自分で行うことが困難となり、悪徳商法や振り込め詐欺などに遭う経済的被害や、高齢者に対する虐待が増加傾向にあります。そのため、地域包括支援センターが中心となり高齢者の被害防止を進める必要があります。

**※地域包括ケアシステム：** 高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制

## 今後の施策

### ① 介護サービスの充実【健康増進課】

居宅介護サービスは、要支援・要介護者の増加に対応するため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス内容の充実に努めます。また、施設サービスは、安定的にサービスの提供ができるよう、町内の既存施設の増床などを視野に入れ環境整備に努めます。

### ② 介護予防・日常生活支援の推進【健康増進課】

介護予防・生活支援サービスは、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問・通所介護サービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスを展開します。

また、一般介護予防は、「いもっこ体操」の継続等により介護予防、啓発、地域介護予防など、地域住民により自主的かつ日常的に実施できるよう支援します。

### ③ 地域包括支援センターの機能強化【健康増進課】

地域包括支援センターは、現在の直営1か所を基幹型とし、委託により新たに2か所設置し、包括的支援事業の充実に努めます。

### ④ 認知症施策と在宅医療・介護連携の推進【健康増進課】

認知症サポーターの養成、認知症地域見守りネットワークの構築、認知症ケアパス\*の作成などにより認知症施策を推進します。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で最後まで生活できるよう在宅医療と介護の連携施策を推進します。

### ⑤ 高齢者の権利擁護の推進【健康増進課】

認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の衰えた高齢者の権利や財産を守るため、親族がいない高齢者に対し成年後見制度の相談や支援を行います。

また、高齢者に対する虐待については、関係機関と連携を図り虐待防止に努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成27年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
地域包括支援センター数	1か所	3か所	→
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1か所	2か所	→
定期巡回・随時対応型訪問介護	—	1か所	→
小規模多機能型共同生活介護	—	1か所	→

※認知症ケアパス：認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 5) 高齢者福祉・地域福祉

##### ◆◆現状◆◆

町では高齢者の視点に立った社会づくりや地域づくりを進めるため、「高齢ゆえの不便」を少しでも解消できるよう実態把握を蓄積し、行政や地域の活動に活かせる情報提供に努めています。また、生活実態の把握や安否確認が難しい高齢者やこれから高齢者となる人などにも支援がいきわたるよう、「地域の目」で見守り、さまざまな場面で行われている地域活動などに参加できる工夫や、高齢者が参加しやすく、ともに楽しみ、支え合う仕組みづくりを検討しています。

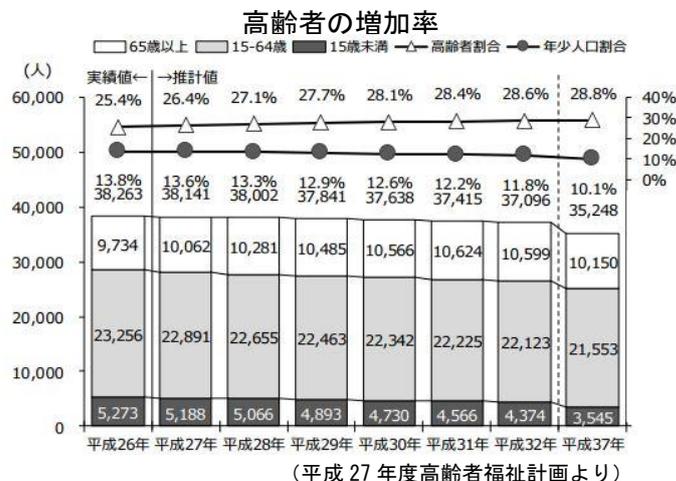
##### ◆◆課題◆◆

今後、ますます進行する少子高齢化の問題や高齢者が生活しやすい町にしていくために、高齢者にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

みよしふれあいセンターが、町内に居住する高齢者が健康で明るく過ごせるよう健康の増進や仲間づくり、レクリエーションを楽しんでいただく施設です。今後も当施設が高齢者のいきがい対策の拠点として新たな事業を展開できるよう検討を進める必要があります。

地域福祉の視点では、コミュニティの担い手が高齢化していることに伴い、後継者や次の担い手が見つからないこと、ケアマネージャ\*などとの連携強化が課題となっています。しかし、社会福祉協議会の小地域福祉活動などの充実や高齢者などを地域で見守る体制は確立されつつあります。今後は、ボランティア活動や地域活動を行う拠点づくりや、災害時の避難行動要支援者などの対応や支援など、安定した福祉活動が行えるよう整備を進める必要があります。

また、生活困窮者については、相談内容を通じて関係機関と連携を図りながら、生活の自立に向けた適切な支援の充実が望まれます。



※ケアマネージャ：介護支援専門員。介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う者

## 今後の施策

### ① 高齢者にやさしいまちづくりの推進【福祉課】

高齢者の「健康年齢」を上げ、いきいきとくらし、安全安心に活動や活躍できるよう、各団体と連携し、生活実態等を把握しながら、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

### ② ふれあいセンターの新たな事業展開 【福祉課】

耐震補強が必要となったふれあいセンターの今後の事業展開について検討を重ね、高齢者のいきがい対策の拠点としてサービスが提供できるようになることをめざします。

また、高齢者が参加しやすく、ともに楽しみ、支え合う仕組みを検討します。

### ③ 地域福祉の充実【福祉課】

ボランティア活動や小地域福祉活動など、住民の福祉向上に取り組む団体との協働や活動拠点の整備、活動支援に努めます。また、生活困窮者の自立支援を図ります。

## ● 関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 28 年度～平成 32 年度
高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成 27 年度～平成 29 年度

## ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
老人クラブ連合会会員数	820 人	900 人	980 人
緊急時連絡システム設置台数	299 台	350 台	400 台

## ■ 老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 6) 障がい者福祉

##### ◆◆現状◆◆

町の障がい者数は各障がいともに年々緩やかに増加する傾向が続いています。

こうした状況のなか、町では相談体制の強化や障がい福祉サービスの利用促進等に取り組んできました。

障がい児支援については、障がい児の親や関係機関などと連携し、現状や課題を整理し、必要な対応を行っています。

安全安心という観点では、バリアフリーの推進に取り組むとともに災害時や緊急時の情報保障の充実や要援護者の支援体制づくりに取り組んでいます。

就労に関しては、町障がい者就労支援センターが中心となり関係機関と連携しながら支援に取り組んできました。

##### ◆◆課題◆◆

現在、障がい者の生活支援サービスの充実に取り組んでいるところですが、今後も継続して実施するとともに、難病患者への支援や、障がいのある高齢者に対する計画相談体制の整備が必要になります。

障がい児支援については、今後も切れ目のない療育支援体制の構築が課題となっており、関係機関とのネットワークを基礎に計画相談を含めた相談支援のさらなる強化が必要です。また、保護者の就労支援の観点も重要であり、障がい児も利用できる学童保育の充実や放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援など、子どもが安定して過ごせる居場所づくりも地域での課題となっています。

安全安心という観点では、今後も継続的に公共施設や歩道などの整備を進めるとともに、災害時や緊急時に目で見える文字情報の提供や視覚障がい者への音声情報の提供などの情報のバリアフリー化が課題となっています。

就労に関しては、障がい者雇用の働きかけの強化や実習の場の確保・拡大など国・県の施策と連携していくとともに、職場開拓、各事業所とのネットワークづくりなどが課題となっています。また、平成26年度（2014）から開始している「あいサポート運動」※を役場内各部署はもちろん、学校や町内企業などに対して積極的に展開していく必要があります。

今後は障害者差別解消法が施行されることを受け、法で定める合理的配慮への町として必要な取組を行うとともに、関係機関や企業等とも連携し、障がい者への差別解消に向けた取組を行う必要があります。

※あいサポート運動：障がいがある人もない人もくらしやすい「地域社会（共生社会）」を住民と一緒に作っていく運動

## 今後の施策

### ① 情報・相談・権利擁護の充実【福祉課】

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者の差別解消に向けた取組を強化します。

### ② 生活支援サービスと保健・医療体制の充実【福祉課】

生活支援サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

また、母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション\*支援などに取り組みます。

### ③ 障がい児支援の充実【福祉課】

障がい児の幼稚園、保育園、学校教育の卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

### ④ 安全安心な生活環境の整備【福祉課】

建物、道路、情報のバリアフリー化とともに災害時の避難支援の取組を進めます。

### ⑤ 社会参加と地域福祉の推進【福祉課】

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的活動の充実を図ります。

また、「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりの促進に努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 28 年度～平成 32 年度
障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 27 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
あいサポーター数	429 人	525 人	621 人
生活サポート事業登録者数	52 人	65 人	70 人

※リハビリテーション：病気や怪我などによって障がいを負った人が、自立した元通りの生活もしくは元通りの状態に近い生活を送るための訓練・治療を行うもの

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

#### 7) 保険・年金

##### ◆◆現状◆◆

国民健康保険では、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

国民健康保険事業は、少子高齢化や後期高齢者医療制度の導入などにより被保険者数が減少している一方で、医療の高度化などにより1人あたりの医療費が増加しており、厳しい財政状況に陥っています。

また、高齢化の進展による後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加に伴い医療費も増加しています。一方で、低所得者に対する保険料軽減世帯も増加し、財政負担も増しています。

国民年金は、老後や不測の事態に生活の安定を図る目的でつくられた公的年金制度で、老齢年金や障がい年金、遺族年金などの給付を行っています。

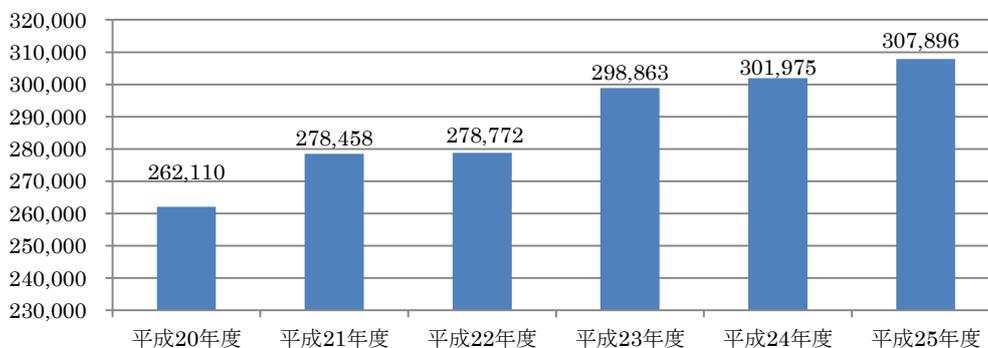
##### ◆◆課題◆◆

国民健康保険事業については、平成30年度（2018）からは町と県が共同保険者となるため、町としては特定健康診査受診率の向上や生活習慣病の重症化予防の促進、保険税の収納率の向上などを図るとともに、県との連携強化を進める必要があります。

後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療保険料の収納率を向上させるとともに、後期高齢者医療広域連合などとの連携を強め疾病予防を促進させていくことが課題となっています。

国民年金については、学生や低所得者に対して、保険料の納付特例、免除や猶予などの制度もありますが、未納や未加入者をなくしていくために、年金制度の趣旨や制度内容について一層の周知徹底を図る必要があります。

(円) 1人当たりの費用額の推移 (国民健康保険)



## 今後の施策

### ① 疾病予防と健康増進【住民課】

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入資格者を対象に人間ドック・脳ドックの検査料補助、特定健康診査を実施し、病気の早期発見や予防と健康増進を図ります。また、生活習慣病の重症化予防事業などを促進させるとともに、データヘルス計画\*において、細分化されたデータを元に対象を絞り込んだ疾病予防に取り組めます。

### ② 財政の健全化と安定的な運営【住民課】 緊急重点プロジェクト

平成30年度（2018）からの国民健康保険の広域化に伴い、国民健康保険税率等の定期的な見直し、ジェネリック医薬品\*利用の普及促進、データヘルス計画での医療費分析による重複受診の予防等、医療費の適正化により国民健康保険財政の健全化を図ります。

### ③ 国民年金制度の周知啓発【住民課】

老後の生活保障としてますます重要となる国民年金制度の趣旨や制度内容を周知するとともに、年金制度への加入促進に努めます。

#### ● 関連計画

計画名	計画期間
国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期）	平成25年度～平成29年度
データヘルス計画	平成28年度策定予定

#### ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
一般会計法定外繰入金	233,650千円	↓	↓
特定健康診査受診率	42.2%	50%	60%

#### ■ ジェネリック医薬品



※データヘルス計画 : 特定健康診査や診療報酬明細書などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保険事業

※ジェネリック医薬品 : 後発医薬品。これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な薬

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

## 8) 少子化・人口減対策

#### ◆◆現状◆◆

少子化、人口減少社会に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は、まち・ひと・しごと創生法を平成26年（2014）11月に施行しました。これに伴い、地方公共団体は人口の将来展望と地方版総合戦略を策定することが求められました。

町の人口は、住民基本台帳による推移を見ると既に平成25年（2013）をピークとして減少に転じています。

また、人口動態においては、自然動態では、平成24年（2014）を境に死亡数が出生数を上回り自然減の状態に転じるとともに、社会動態では、平成23年（2011）から転出超過の傾向が見られ転入転出の数も減少しています。また、町の合計特殊出生率は1.14（平成25年）と国や県より低い水準にあります。これを受けて町では、国の総合戦略や基本目標と連携し、住みよい環境を整備し、少子高齢化の進行や人口減少社会に歯止めをかけるために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところです。

#### ◆◆課題◆◆

町は、大規模工場をはじめ町内に多く立地している企業が周辺地域から就業者を集めていることから、昼間人口が多くなっています。この昼間人口の夜間人口化を図ることで町の人口を増やし、職住接近のライフスタイルを実現することで、通勤時間の短縮や移動に伴う温室効果ガスの削減、交通渋滞の緩和、地域社会の担い手の確保などの効果が期待できます。

また、未婚化・非婚化の進行、晩婚化・晩産化の傾向も人口減少の要因とされています。地域の実情に見合った保育サービスや情報提供の充実など、今後は仕事と生活の調和を推進するとともに効果的な少子化・子育て対策が必要となります。

住みよい環境と活力ある町にしていくためには、良好な住環境を整備していくことが必要不可欠です。また、町の魅力を発信するとともに空家の活用を促進させ移住者・定住者の増加を図る必要があります。

## 今後の施策

### ① 昼間人口の夜間人口化の研究【政策推進室】

昼夜間人口比率が県内トップという町の特性を活かし、職住接近のライフスタイル\*を実現することで町への定住化を促進するため、町内へ通勤者の現状を調査・研究し、定住化に向けた施策を立案していきます。

### ② 就労支援の充実【観光産業課/政策推進室】

関係機関と連携して就労支援を充実させるとともに、住宅支援事業等により勤労者の生活の安定を図ります。また、各種セミナー等の実施により、勤労意欲の向上を図り、住民が安心して仕事に就くことができる環境を整え、定住意識を向上させます。

### ③ 働きやすい環境の整備【道路交通課/政策推進室】

生産・流通拠点の周辺環境やアクセス道路の整備、公共交通の充実等、居住環境や通勤環境の整備により、働きやすい環境にすることで、定住化や交流人口の増加を促進します。

### ④ 住宅対策と定住促進【都市計画課/政策推進室】

土地区画整理により、良好な住環境の整備を進めるとともに、魅力ある住宅開発を民間活力により推進します。また、町内の空家の状況について調査・研究し、その有効活用について、民間企業と連携し、定住促進による地域の活性化等につなげます。

### ⑤ 子ども・子育て支援の充実【保健センター/子ども支援課/政策推進室】重点プロジェクト

安心して結婚、妊娠、出産、育児ができるよう、切れ目のない支援を進めます。妊産婦や乳幼児の健診、相談支援の充実や地域社会のなかで安心して子育てができるよう子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、ひとり親家庭の支援、児童相談事業等の充実に取り組んでいきます。また、保育施設や保育サービスの充実を図り、町の特性を活かした子育てがしやすい環境を整備することで、子育て世代の定住促進につなげます。

### ⑥ 地方創生総合戦略の推進【政策推進室】

まち・ひと・しごと創生法による国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と連携し、国や県の支援を受けつつ、子ども・子育て支援、雇用促進、定住促進、観光対策等町の創生を戦略的に進めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
人口	38,200 人	38,000 人	38,500 人

※ライフスタイル：生活の様式、営み方



## 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

1) 都市政策

2) 幹線道路の整備

3) 生活道路・歩道の整備

4) 交通政策

5) 交通安全

6) 防犯

7) 防災・国民保護

8) 消費者行政

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 1) 都市政策

##### ◆◆現状◆◆

町は、首都圏への通勤圏内として、また、関越自動車道の所沢インターに近いという立地条件にも恵まれ、工業・流通地域として発展してきました。三芳スマートICフルインター化に伴い利便性が向上することから、土地利用の適正化と都市基盤整備を進めています。

町の土地利用は、現在すでに市街化が進んでいる藤久保・みよし台・竹間沢地域、農用地に公共施設や工場や事業所が点在する北永井地域、県内有数の活気にあふれる農業が健在で三富新田のある上富地域と、大きく3つに区分することができます。

藤久保地域においては、将来に向けて土地利用の適正化を推進していくため、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業の3事業を実施しています。

##### ◆◆課題◆◆

土地区画整理事業については、いずれの事業においても平成31年（2019）までには終える予定であり、引き続き、地域住民が安全で機能的な生活環境を確保できるよう、秩序ある土地利用と快適な住環境を整備していく必要があります。

公園については、ゆとりとうるおいが実感できるくつろぎの場であることから、公園の整備、拡大は重要な課題です。また、公園施設や遊具の老朽化が進んでおり計画的な改修が必要となっています。

三芳スマートICフル化に伴い、交通の利便性が向上することから地域産業の活性化や雇用の促進を図るため、新たに産業ゾーンを整備することが必要です。

地域拠点については、現状の土地利用や地域特性をふまえ、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流などの機能を整備し、ネットワーク化を図ることで、安全性や多様性を持った拠点へと強化することが必要です。

■ 富士塚土地区画整理事業



■ 富士塚第2公園



## 今後の施策

### ① 土地区画整理事業の促進【都市計画課】

良好な都市基盤整備を推進するため、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業の完成をめざすとともに、新たな住居系土地区画整理事業の調査・研究をします。

### ② 都市計画の見直し【都市計画課】

将来にわたり地域の環境条件と調和しながら、健全で個性溢れる持続可能なまちを築くため、都市計画の基本方針の見直しを行います。

### ③ 住宅環境の整備【都市計画課】

用途地域の見直しや土地区画整理事業等の基盤整備を進め、土地利用の適切な誘導を図り、農地と住宅や事業所などの混在化の抑制や改善に努めます。また、適切な管理が行われていない空家等に対して、必要な対策を講じていきます。

### ④ 公園の整備【都市計画課】

土地区画整理事業などと連動して新たな公園整備の計画を検討します。また、老朽化した施設、遊具などを計画的に改修整備します。

### ⑤ 住居表示基本方針の策定【政策推進室】

生活の利便性や都市イメージの向上の観点から、市街化区域の住居表示について調査・研究します。これらの成果により、住民参加のもと、町の住居表示の基本方針を策定します。

### ⑥ 産業ゾーンの整備【都市計画課】

三芳スマートICフルインター化に伴い、地域産業の活性化と雇用の促進を図るため、産業ゾーンを形成し整備を進めることにより、新規企業の立地を促進します。また、工業系土地区画整理事業についても調査・研究を進めます。

### ⑦ 拠点ゾーンの整備と連携【政策推進室】

地域拠点ゾーンについては、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流等の地域特性を活かしながら、地域住民の意見を聴いて整備や連携の方法を立案していきます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
建築物耐震化促進計画	平成 21 年度～平成 32 年度
都市計画マスタープラン	平成 13 年度～平成 32 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
北松原土地区画整理事業進捗率	86.0%	100%	-
藤久保第一土地区画整理事業進捗率	92.4%	100%	-
富士塚土地区画整理事業進捗率	43.3%	100%	-
住宅耐震化率	79.3%	95%	100%

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 2) 幹線道路の整備

##### ◆◆現状◆◆

町には主要な道路として、西部に関越自動車道が、東部に国道254号（川越街道）がそれぞれ縦貫しています。また、主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線が南北に走り、一般県道三芳・富士見線が中央を東西に走っています。

都市計画道路は、昭和47年（1972）に計画決定され、現在7路線（7,950m）のうち3,375mが整備されています。

町では約240kmの道路を管理しており、交通量の増加により舗装疲労や耐久力の低下を招いていることから、道路の長寿命化に取り組んでいます。

また、町には全26橋の橋梁を有しており、昭和45年（1970）から昭和60年（1985）までの15年間に集中して整備されていることから、架け替え、維持、修繕等に多くの費用が必要となります。そこで、これら道路と橋梁については、長寿命化計画を策定したところです。

##### ◆◆課題◆◆

近年は、交通量の増加に伴い交通渋滞が発生しており、交通渋滞の解消に向け、交差点や歩道未整備区間の改良を進める必要があります。

都市計画道路の整備については、路線の見直しを含め地権者などの理解や協力を得ながら計画を進めるとともに、土地区画整理事業との一体的整備を推進する必要があります。

幹線道路や橋梁については、舗装疲労や耐久力の低下を改善していくために多くの財源を要することから、交通量や破損箇所を考慮した上で計画的な整備を行うことで長寿命化を図る必要があります。

##### ■藤久保交差点



## 今後の施策

### ① 国道・県道の整備促進 【道路交通課】

交通渋滞を解消するため、交通量の多い交差点や歩道未整備区間の改良など、国道や県道の整備を促進します。また、核都市広域幹線道路の実現を関係機関に要請します。

### ② 都市計画道路の整備 【道路交通課/都市計画課】

都市の骨格を形成する都市計画道路について、路線の見直しや隣接する自治体、土地区画整理事業との連携を図りながら計画的に整備を進めます。

### ③ 幹線道路の整備 【道路交通課】

主要幹線道路については、交通量の増大に伴い、必要に応じて路盤改良を実施するとともに、危険箇所の解消などの改良整備を計画的に進めます。

### ④ 道路・橋梁の長寿命化【道路交通課】

道路長寿命化修繕計画により道路舗装の修繕を行い、快適な道路の確保に努めます。また、橋梁についても、予防的な対応を図り、長寿命化によるコスト縮減をめざします。

## ●関連計画

計画名	計画期間
道路長寿命化修繕計画	平成 26 年度～平成 35 年度
橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年度～平成 37 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
道路修繕工事計画実施延長	—	12.8km	18.4km

### ■都市計画道路 竹間沢・大井・勝瀬通り線



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 3) 生活道路・歩道の整備

##### ◆◆現状◆◆

生活道路については、幅員が狭く、歩道が未整備の路線や道路側溝（路面排水）が整備されていない路線も少なくないのが現状です。

また、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、快適な道路環境を整備するとともに、維持管理を図っているところです。

さらに、街路樹や街路灯の整備など、沿道の環境や景観の向上にも配慮した、人にやさしく利便性の高い道路や歩道を整備しています。

##### ◆◆課題◆◆

生活道路については、道路の拡幅や歩道の確保、交差点の改良などが必要となっています。

今後も、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化を進める必要があります。

街路樹や街路灯の設置については、今後も進めていき安全かつ快適な道路環境を整備するとともに、改善を図っていく必要があります。

##### ■街路樹と街路灯



## 今後の施策

### ① 生活道路の整備【道路交通課】

住民の日常生活に密着した生活道路について、安全性と快適性の向上をめざし、利用状況を考慮した整備を進めます。

### ② 快適な道路環境の維持・保全【道路交通課】

歩道・車道の分離を推進することで通学路の改善を図るとともに、安全で快適な歩道空間を拡充し、人にやさしい都市環境の創造をめざします。既設歩道の段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーな歩道の改良や整備を進めます。

また、道路機能を維持し、日常における安全性を確保するため、道路の補修や修繕を推進するとともに、清掃、草刈りなどの管理を行い、快適な道路環境の維持管理に努めます。

### ③ 街路樹や街路灯の設置【道路交通課】

街路樹や街路灯の設置を進め、安全・快適な道路環境整備を進めます。

## ●達成目標

達成目標	現状値	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
歩道整備箇所	—	16 箇所	32 箇所

### ■歩道のバリアフリー化



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 4) 交通政策

##### ◆◆現状◆◆

町では、公共交通機関として交通不便地域の解消に向け、民間バス事業者に助成を行い、地域の足の確保をしてきました。

また、デマンド交通\*を実施することで、町内の交通空白地域の解消に努めています。

近年自転車による通勤通学が多くなり、町では鶴瀬・みずほ台両駅西口の放置自転車対策について富士見市と協定を結んで、整理・撤去業務や啓発活動等を進めており、一定の推進効果がみられるところです。

東武東上線の鶴瀬駅やみずほ台駅については、東武東上線改善対策協議会を通じて、駅の安全対策やバリアフリー化を促進するとともに、輸送力の増強を図っています。

町の唯一の広域的な交通結節点である関越自動車道の三芳スマートICは、小型車限定（車長6m以下）により、新潟方面のみ利用可能なハーフ運用により運用されています。その利便性のさらなる向上や地域活性化の促進、災害時対応の強化を期待し、車種制限の拡大（車長12m以下）と東京方面への利用を可能にするフル化について、平成27年（2015）に国の事業化が決定しました。

##### ◆◆課題◆◆

住民意識調査においても、バスなどの公共交通の整備を望む声が非常に多いことから、既存路線の見直しにより、さらなる利便性の向上が必要です。また、今後は住民参加により持続可能な公共交通システムを新たに構築することが大きな課題です。

東武東上線については、今後も輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化等について要望していく必要があります。また、駅前放置自転車の抑制については、町内の対策とあわせて効果的に進める必要があります。

三芳スマートICのフル化については、平成30年度（2018）の供用開始をめざし、関係機関と連携し、着実に整備事業を進めていくことが必要です。

##### ■三芳パーキングエリア



※デマンド交通：デマンドは「要求、要請」の意味。利用者が電話などで乗車を予約し、町内の乗り場や行き先を希望して走る新たな交通システム

## 今後の施策

### ① 交通環境の充実【政策推進室】

公共交通機関を住民がより利用しやすくなるよう、バスを利用しやすくする工夫や公共交通機関が通行できる道路の整備を行い、公共交通環境を充実させます。

### ② 新たな公共交通システムの構築【政策推進室】

住民の移動需要を十分に把握し、住民の町内移動・町周辺の拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編や新たな公共交通システムの構築に向けて研究します。

### ③ 鉄道の整備の促進【政策推進室】

東武東上線の輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化、周辺まちづくりの活性化等について、働きかけを行います。

### ④ 放置自転車対策の推進【自治安心課】

放置自転車の抑止に向け、啓発活動を進めるとともに、富士見市との協議により駅周辺の放置自転車の整理・撤去や駐輪場対策等を効果的かつ効率的に推進します。

### ⑤ 三芳スマートICのフル化整備【道路交通課】

重点プロジェクト

三芳スマートICのフル化に向けて、NEXCO東日本との共同で整備を進めます。また、整備と併せて、交差点改良を中心としたアクセス道路の改良など必要な安全対策を実施し、交通結節点としての新たな利用しやすい交通環境を実現します。

### ⑥ 統一的なサインの整備と適切な誘導【道路交通課/観光産業課】

重点プロジェクト

交通安全対策や渋滞緩和、観光案内など、三芳スマートIC利用者や観光客を適切に誘導するわかりやすい統一的なサインを整備します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
交通ビジョン	平成 26 年度～平成 36 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
三芳スマートIC利用者数	4,714 台	▲	7,200 台
デマンド交通利用者数(1日あたり)	16.8 人	32.4 人	—

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 5) 交通安全

##### ◆◆現状◆◆

近年町内の交通事故（人身）発生件数は、多くの交通安全関係者による啓発活動の成果もあって、概ね減少傾向にあります。しかし、交通量の増加や交通手段の多様化が進んでいることから、重大事故にいたるケースもあります。町では、交通安全推進団体や警察との協力により、自転車の安全利用の推進や、子ども・高齢者の事故防止等を重点対策として、町内保育所（園）、小学校、高齢者団体などを対象とした交通安全教室の開催や子ども自転車免許制度の実施など、啓発や教育を進めてきました。

また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループでは、小学校通学路を踏査して「安全安心マップ」を作成・更新し、学校や地域と情報を共有して、啓発に効果を上げています。

このほか、平成27年度（2015）現在19名の交通指導員が小中学校通学路のべ24か所で登下校時に立哨指導を実施し、通学路の安全確保に努めています。

また、交通事故を防止し、安全安心な交通環境を実現するため、地域の事情を考慮しながら交通安全施設を整備しています。

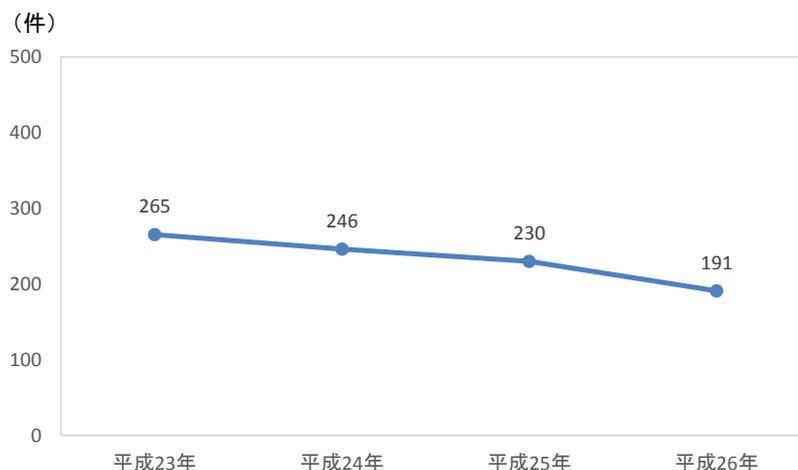
##### ◆◆課題◆◆

交通安全の教育や啓発については、年齢別や主体別の活動を進める必要があります。とりわけ、多発化傾向にある自転車関連事故の抑止対策が急務となっています。

通学路の安全確保については、今後も、学校・PTA・地域・警察と連携して、子どもの安全を見守るきめ細かな立哨指導に取り組む必要があります。

また、安全安心な交通環境の整備を実現するために、道路状況に応じた交通安全施設の整備を進めることが求められます。

交通事故（人身）発生件数の推移



## 今後の施策

### ① 交通安全教育・啓発の推進【自治安心課】

交通事故を抑制するため、東入間地区交通安全対策協議会と連携して、対象に応じた体験型や実践型の交通安全教育や啓発活動を推進します。また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループとの協働により「安全安心マップ」の最新化を図ります。さらに、交通安全推進団体やコミュニティ、交通指導員などの活動主体の連携を図ります。

### ② 自転車の安全な利用の促進【自治安心課】

関係法令の改正を受け、「自転車安全利用五則」等の広報・啓発を重点化するとともに、「(仮称)自転車の安全な利用の促進に関する条例」の制定を進めます。

### ③ 交通指導員の適正配置と通学路の安全確保【自治安心課】

交通指導員の研修の充実と適正な配置に努めます。また、小中学校の通学路において、学校・PTA・地域の協力を得ながら、子どもを見守るきめ細かな立哨指導を実施するとともに、関係課や警察と連携して通学路の安全確保を図ります。

### ④ 安全安心な交通環境の整備【道路交通課】

安全安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員など、道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。

また、関係機関へ交通規制や信号機等の設置を要請します。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
交通事故(人身)発生件数	191 件	185 件	180 件
交通安全教室参加人数	3,207 人	3,300 人	3,500 人

### ■交通指導員立哨指導



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 6) 防犯

##### ◆◆現状◆◆

都市化やインターネットの普及などが影響し、子どもや高齢者、女性を狙った犯罪が多発し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

町では、行政連絡区や防犯推進委員など地域防犯リーダーの育成を図るとともに、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や啓発看板等の設置、青色防犯パトロール車両（青パト）の運行など、地域との協働で防犯対策を進めてきました。

また、身近な犯罪情報の住民提供や協働のまちづくりネットワークとの協働による安全安心マップの作成・更新などを通じて防犯意識の高揚につなげています。特に、多発する振り込め詐欺等の被害に対しては、ホームページやポスター掲示、青パトによる放送や街頭活動等による予防対策を促すほか、町内における予兆電話や事案発生に伴い、ツイッター、地域コミュニティメール、防災行政無線などによる注意喚起を行っています。

一方で、平成25年（2013）住宅土地統計調査によると、町内の空家は7.7%（うち放置の可能性2.9%）と推計され、管理不全の空家が犯罪を誘発する危険があります。

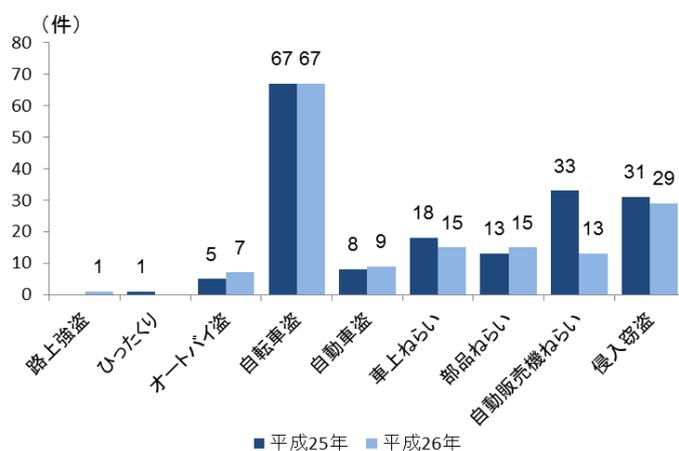
##### ◆◆課題◆◆

住民生活の安全の確保に向けて、今後も住民自身の防犯意識を向上させるため住民参加による防犯活動を促進する必要があります。

また、関係機関と連携し犯罪情報を共有するとともに、発生状況をタイムリーに発信することが求められます。

空家については、その実態の把握が課題となっています。

身近な犯罪の発生状況



## 今後の施策

### ① 防犯体制の充実 【自治安心課】

防犯のまちづくり推進条例に基づき、地域防犯リーダーの育成を図るとともに、「見せる防犯活動」を中心とした青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。また、住民の防犯意識の高揚に努め、住民自身による予防を促進して、犯罪を起こしにくいまちづくりを進めます。さらに、犯罪被害者に対する支援制度や専門機関の周知に努めます。

### ② 防犯関係機関の連携と防犯情報の共有・伝達 【自治安心課】

住民生活の安全を確保するため、東入間警察署、東入間防犯・暴力排除推進協議会及び防犯関係の団体・機関と連携して犯罪情報を共有するとともに、重大事案の発生情報を多様な伝達手段を活用してタイムリーに発信し、注意喚起を行います。

また、管理不全の空家については、法令に基づき関係課が連携して対応するとともに、地域の協力を得て実態把握に努めます。

### ③ 防犯灯の修繕整備 【道路交通課】

安全安心でくらしやすい地域社会実現のため、防犯灯の適切な維持管理と更新を進めます。

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
町民青色防犯パトロール隊隊員数	200 人	230 人	250 人
防犯灯設置延べ数 (LED <sup>※</sup> 化)	298 基	600 基	870 基

### ■青色防犯パトロール車両



※LED : Light Emitting Diode 発光ダイオードの略で、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きい

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 7) 防災・国民保護

##### ◆◇現状◆◇

町は武蔵野台地という比較的安定した地盤にあり、東日本大震災でも人的被害はありませんでした。平成25年度（2013）埼玉県地震被害想定調査においては、学術調査の精度や町の耐震化の進捗等に伴い、首都直下地震よる町内の被害想定は全体的に縮小しましたが、木造密集住宅での火災被害が懸念されています。

町では、震災後速やかに地域との協働で「地域防災初期行動マニュアル」を策定し、その後、平成26年度（2014）には地域防災計画を全面改訂しました。一方、自主防災組織や消防団等も、地域防災の核として着実に力をつけてきています。要配慮者対策については、災害時要援護者名簿の作成と共有、福祉避難所の指定等を進めてきました。

防災備蓄品は、災害時要援護者や女性への配慮、食物アレルギー対策などを考慮した見直しを行う一方、民間事業所との協定を進めてきました。また、防災行政無線を補完する災害情報伝達手段として、ツイッター、地域コミュニティメール、エリアメール（緊急速報メール）、防災行政無線電話応答サービス等を導入し、現在は、老朽化した防災行政無線のデジタル化整備を進めています。

震災時には、常陸大宮市に救援物資を搬送するほか、福島県大熊町に対し、職員派遣やふるさとまつりへ参加をしてきました。

雨水対策については排水施設の整備が進みましたが、近年、異常気象が頻発しゲリラ豪雨などによる道路冠水や敷地内浸水が発生しています。町内には土砂災害警戒区域等の指定はありませんが、竹間沢東地域は荒川・柳瀬川の洪水時の浸水想定区域となっています。

国民保護については、テロ、ゲリラ攻撃、大規模災害等、国からの緊急情報を迅速に町内放送できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の保守に努めるとともに、災害時にも活用可能なE-m-n-e-t<sup>\*</sup>通信訓練や安否情報システムの活用訓練を実施しています。

##### ◆◇課題◆◇

防災・減災対策については、ハード面・ソフト面の対策を効果的に組み合わせることが重要です。引き続き地域連携避難訓練等を通じて、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう防災ネットワークを強化する必要があります。一方で、県外自治体や民間事業所との協定、県や自衛隊との連携など、応援・受援のしくみの確立も求められます。

固定系防災行政無線については、難聴地域の縮小、戸別受信機等の導入、データ通信その他デジタル化による効果の拡大が検討課題となっています。災害対策本部の通信手段となる移動系防災行政無線についても、今後、更新もしくは新たなシステムの導入の検討が必要です。

風雪水害も同様に、ハード面の予防対策とあわせて、出動体制や避難勧告などの迅速な対応が求められています。

武力攻撃事態等への対策は、引き続き国・県と連携しつつ、国民保護関連の各種システムの保守と情報収集・伝達訓練等を進める必要があります。

<sup>\*</sup>E-m-n-e-t：国と地方自治体間の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、緊急情報の双方向通信を行うもの

## 今後の施策

### ① 防災・減災対策の実施と自助・共助・公助の連携強化【自治安心課】

地域防災計画に基づき、地域の減災に努めます。自助として、住民の防災意識の啓発を進めます。共助として、地区防災訓練、自主防災組織、消防団活動等の取組を支援し、避難所連絡会議の定着を図ります。公助としては、各課の防災ハード環境の整備を促すとともに、緊急時に即応可能な庁内体制づくりを進め、消防組合など公的機関との連携を強化します。これら、自助、共助、公助が最大の効果を発揮できるよう、総合的な防災訓練を実施します。

### ② 災害時要援護者対策の充実【自治安心課】

災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心に、要援護者名簿の登録促進や、避難支援体制の構築その他平時の福祉見守りと連動した要援護者支援のしくみの充実を図ります。

### ③ 防災拠点及び備蓄資機材の整備と災害情報伝達手段の充実【自治安心課】

指定避難所等防災拠点施設の安全性や生活環境を確保し、避難者の多様性に配慮した避難所備蓄の拡充と適正管理を進めます。また、固定系防災行政無線のデジタル化による効果拡大の検討を進め、伝達手段の充実を図ります。さらに、災害対策本部の確実な通信ツールとして、簡易無線やMCA無線<sup>\*</sup>等の導入も視野に研究・検討を進めます。

### ④ 広域の応援・受援体制の確立【自治安心課】

大規模災害により町の防災体制だけで対応しきれない状況に備え、県との連携を強化するとともに、他市町村、自衛隊等防災関係機関、民間事業所、災害ボランティア等の外部支援を受け入れやすい体制を整備します。遠隔自治体や公共的団体、事業所等との応援協定の検討など、広域の応援・受援体制の構築を進めます。

### ⑤ 風雪水害に対する体制強化【自治安心課】

風雪水害時の出動体制や避難勧告などの基準を明確にし、関係団体・機関との協力体制を含めた迅速な対応が可能なくみを整備します。一方で、土のうステーションの導入や近隣の助け合いによる除雪など、風雪水害時における共助の取組を促進します。

### ⑥ 国民保護対策の強化【自治安心課】

武力攻撃事態等の国からの緊急情報を直接住民に伝達するJ-ALERTのほか、安否情報システム、Em-netなどの適正管理及び統一訓練への参加に努めます。

### ⑦ 業務継続計画の定期的な見直し【政策推進室】

来るべき災害に備え、業務継続計画を定期的にチェックし、非常時の際に適切に運用できるように定期的に見直しを実施します。

## ●関連計画

計画名			
地域防災計画	国民保護に関する三芳町計画	地域防災初期行動マニュアル	業務継続計画

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
防災行政無線固定系デジタル化整備進捗率	4%	100%	100%
地域連携避難訓練参加者数	1,026人	2,000人	3,000人
自主防災組織育成補助金利用団体数	5団体	7団体	10団体

<sup>\*</sup>MCA無線：800MHz帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信のこと。

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

#### 8) 消費者行政

##### ◆◆現状◆◆

消費者をとりまく環境は、高齢化の進行やインターネットを使った商取引の普及、消費生活におけるグローバル化など急速に大きく変化し、複雑化しています。それに伴い消費者トラブルや消費者被害も多様化しています。

町では、この多様化し複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実に努めています。

また、近年では振り込め詐欺や架空請求、ワンクリック詐欺※、送り付け商法など悪質商法が増加しており、行政のみでは被害を防ぐことが難しいため、消費者自身の正しい判断やトラブルの対処法など自ら考え行動できることが重要となっています。

##### ◆◆課題◆◆

消費生活センターをより身近な窓口として認識してもらえるようPRを積極的に進める必要があります。

また、消費者へ適切な情報を提供するとともに、町内の小中学校への啓発講座の実施、啓発パンフレットやグッズの配布などを行い、消費者教育及び消費者意識の醸成を促進する必要があります。

##### ■消費生活センター



※ワンクリック詐欺：不当料金請求の手法の一つで、アダルトサイトや出会い系サイトなどにパソコンや携帯電話からアクセスすると、いきなり料金請求の画面が表示されるという手口

## 今後の施策

### ① 消費生活相談の充実 【観光産業課】

多様化し、複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携して相談体制の充実を進めます。また、消費生活相談室を身近な窓口として、さらにPRを行い広く周知を図ります。

### ② 消費者教育の充実 【観光産業課】

自ら正しい判断ができる消費者を育成するために、町内小中学校と連携して啓発講座などを実施し、消費者教育の充実を図ります。

### ③ 消費者意識の醸成【観光産業課】

消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、増加している問題事例などの情報提供を行い、自ら考え行動できる消費者を育成するために、啓発講座の実施、パンフレットやグッズの配布など、消費者意識の醸成を図ります。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
消費生活センター利用件数	125 件	140 件	160 件
啓発講座の実施件数	5 件	7 件	10 件

### ■消費生活啓発講座





### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

1) 行財政運営・改革

2) 公共施設マネジメント

3) 人事管理

4) 広聴広報

5) 情報管理・セキュリティ

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

#### 1) 行財政運営・改革

##### ◆◆現状◆◆

長らく普通交付税不交付団体であった本町は、税収に見合った住民サービスを提供してきました。しかしながら近年は、社会経済情勢の変化などにより税収が伸び悩み、経常経費の増加により財政の硬直化が進んでいることから、サービスの見直しが必要となってきました。

そのような状況のなかでも財政の健全化に向けて、新たな歳入の確保や行政運営の効率化に取り組み、PDCAサイクル\*の確立と成果を重視した行政評価制度を運用し、適切な行政運営を進めていくよう努めています。

なお、財政の硬直化が進んだ現在でも、普通交付税不交付団体として安定して行政運営を維持できているのは、町税にかかる納税者の高い納税意識により県下でも高い収納率を確保しているのも一つの要因と考えられます。

また、広域行政では、効率的で質の高いサービスを提供するため、周辺自治体と連携することにより、火葬場や斎場、消防庁舎等の整備など一部事務組合による広域的な取組を推進してきたところです。

##### ◆◆課題◆◆

町政運営については、町の最上位計画である総合計画に基づきながら、確実に実行していく必要があります。

また、将来にわたり持続可能な町政運営を行っていくためには、今まで以上に行財政改革を進め健全な財政運営を行う必要があります。さらに、行政評価制度の適切な運用を行い、成果を重視した政策主導型の行政運営を進めていくことが求められます。

一方で、行政運営の基となる財源の確保として、納税の利便性の向上によりさらなる税の収納率を高める必要があります。

また、新たに導入されたマイナンバー\*制度では、個人情報保護に配慮しながら、これを活用した行政運営の効率化が必要となっています。

広域行政については、更なる効率化を進め、組合の統合等により効率化を図る必要があります。

※PDCAサイクル： 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み

※マイナンバー： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により平成28年1月から開始された国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。税や年金、雇用保険などの行政手続に使う「共通番号制度」

## 今後の施策

### ① 総合計画の実行性の確保【政策推進室】

総合計画基本計画の目標等の達成状況について、定期的に進捗を管理していきます。実施に際しては、総合計画策定委員会や総合計画審議会の評価を経ることで、実行性を確保します。

### ② 健全な財政運営【財務課】 **緊急重点プロジェクト**

財政の健全化に向けた取組に努めます。限られた財源を事業効果、費用対効果等、重要度や緊急度を勘案し、効率的かつ効果的な財政運営を推進します。

### ③ 行政改革の推進【政策推進室】 **緊急重点プロジェクト**

企業誘致をはじめ、ふるさと納税、受益者負担の適正化等により新たな歳入の創出に努めます。サービス向上とコストの削減をめざして、積極的に民間活力を導入し、行政のスリム化に努めます。また、行政評価制度を適切に運用し、PDCAサイクルの実施による成果を重視した行政運営を進めます。

### ④ 税などの収納率の向上【税務課】

納税方法の利便性向上をめざし、口座振替手続の簡素化、ペイジー収納、クレジット収納等電子媒体を使った収納方法の導入について、費用対効果を考慮しながら検討します。

### ⑤ マイナンバーの有効活用【政策推進室】

マイナンバーの活用により、窓口業務の効率化を実施します。マイナンバーカードの普及状況や費用対効果をみながら、各種証明書のコンビニ発行等住民サービスの向上に資する活用について、調査・研究し、導入を図ります。

### ⑥ 広域連携によるまちづくりの推進【政策推進室/環境課/自治安心課】

構成市と連携し、消防、火葬場、斎場、廃棄物処理施設を適切かつ効果的に運営するとともに、効率化のため、一部事務組合の統合を進めます。

## ● 関連計画

計画名	計画期間
第5次行政改革大綱	平成27年度～平成29年度

## ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
経常収支比率	96.5%	95%	93%
年度末財政調整基金残高	標準財政規模の 8.2%	標準財政規模の 9%以上	標準財政規模の 10%以上

## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

## 2) 公共施設マネジメント

#### ◆◆現状◆◆

同時期に急速に建設されてきた公共施設については、その老朽化を同時に迎えることから、更新時期が集中することで財政負担が短期的に増大することとなります。更新が果たせないことは、結果的には施設の安全性が損なわれ、安全快適な施設利用に支障をきたし、行政サービスの低下につながります。

このことから町では、公共施設マネジメント基本計画を策定し、①施設の長寿命化、②一部学校施設の地域拠点化、③施設の複合化と機能集約、④効率的な運営手法、⑤公民連携の推進という5つの基本方針を定め、現在、公共施設の劣化の状況を把握し、更新・改修等の時期について検討をしているところです。

#### ◆◆課題◆◆

公共施設マネジメント基本計画に基づき、更新時期を分散させ、施設の複合化や統合を進めるなど施設配置の適正化を図り、実効性の高い施設更新サイクルを実現させる必要があります。

このことから、公共施設マネジメント基本計画アクションプランの整備や進捗管理を行い、投資経費の縮減や財源の平準化をしていくことが今後の課題となっています。

また、学校施設の更新を見極め、統合や施設の複合化について研究を進め、その方向性について住民参画のもとで検討していく必要があります。

#### ■藤久保拠点の公共施設



## 今後の施策

### ① アクションプランの整備・運用 【財務課/各担当課】

公共施設マネジメント基本計画を実現するために施設ごとにアクションプランを作成し、財政計画との調整を図りながら、計画的に運用します。

### ② 公共施設マネジメント運用体制の構築【財務課/政策推進室】

公共施設マネジメントの庁内実行体制を強化するため、組織体制を構築します。

### ③ 学校施設の地域拠点化の推進【政策推進室】

学校施設の更新について、周辺施設との複合化を図り効率的な地域拠点施設整備の検討を進めます。また、住民参画のもと整備のあり方を検討するとともに、官民連携による整備手法を研究し、実現可能な整備計画の策定に取り組みます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
公共施設マネジメント基本計画	平成 26 年度～平成 65 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
公有財産（建物）の延べ面積	93,045 m <sup>2</sup>	88,906 m <sup>2</sup>	↓

## ■公共施設ワールドカフェ



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

#### 3) 人事管理

##### ◆◆現状◆◆

現在、第5次定員適正化計画に基づき、職員の年齢の平準化なども考慮し、計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めています。

また、再任用制度の義務化に伴い、平成26年度（2014）未定年退職者から公的年金支給開始年齢に達するまでは、再任用を希望する職員を原則再任用することとし、あらたに再任用制度の運用をすることとなりました。

さらに、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度の導入による能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められていることから、人材育成基本方針により町の人材育成の目標や方向性を明確にしたところです。

このほか、自治体シンクタンク\*である政策研究所「未来創造みよし塾」を設置して、横断的な組織による調査・研究を進めており、都市間競争に対応できる職員の育成や政策形成能力の向上に活かされているところです。

##### ◆◆課題◆◆

定員管理を進めていくには、住民ニーズが多様化し複雑化するなか、多様な地域課題を克服し、今後の行政需要にも柔軟に対応する必要があります。町の業務を効率的かつ効果的に執行するとともに、少数精鋭の組織に対応すべく職員の能力開発と組織の活性化を図りながら、適正な人員配置を行っていく必要があります。

また、今後、再任用職員の希望者の増加が見込まれることから、新規採用職員とのバランスや職員年齢構成の適正化による組織の活力維持などが課題となっています。

人材育成については、人材育成基本方針に基づき、職員として各種能力を開発し向上するよう、計画的かつ体系的な人材育成システムの構築が求められており、人材育成の視点に立った公正で公平な人事評価制度の構築と処遇への反映が課題となっています。

※自治体シンクタンク：幅広い分野にわたる課題や事象を対象とした調査・研究を行い、結果を発表したり解決策を提示したりする研究機関のこと。

## 今後の施策

### ① 定員管理の適正化【総務課】

第5次定員適正化計画に基づき、職員の年齢構成の適正化を考慮し計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めます。

### ② 能力と実績に基づく人事管理の徹底 【総務課】

人事評価制度の導入による能力・実績に基づく人事管理の徹底を図ります。

### ③ 人材育成の推進【総務課】

人材育成基本方針に基づいた人材育成システムを構築し、職員として求められる能力開発や資質の向上を図り、計画的かつ効果的に人材の育成に努めます。

### ④ 政策形成能力の向上【政策推進室】

政策研究所を活用し、職員が研究員として将来的なまちづくりや現状の課題に対して、さまざまな角度から調査・研究し、政策を立案することで政策形成能力の向上を図ります。

## ● 関連計画

計画名	計画期間
第5次定員適正化計画	平成27年度～平成31年度

## ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
職員数	294人	270人	—

## ■ 政策研究所



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

#### 4) 広聴広報

##### ◆◆現状◆◆

「広報みよし」や町ホームページなどを通じて、適切かつ積極的に町の行政情報や生活情報を提供し、町政への理解を促進するとともに、住民との情報の共有化を図り、開かれた町政を推進しています。

また、スマートフォンのアプリを使い写真が動き出すAR（拡張現実）を導入するなど、住民の町政への関心を高めるための工夫をしています。

従来の「広報みよし」の企画・デザイン・写真に加え、これらの新たな取組が評価され、平成27年度（2015）全国広報コンクールで最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞しています。

町ホームページでは、ツイッターやフェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用し、町の動きをわかりやすく伝えて、タイムリーに情報提供を行っています。

朗読ボランティアや点字ボランティアの協力により視覚障がい者に、「声の広報」や「点字広報」をそれぞれ作成し配布しています。

広聴活動としては、パブリックコメントや「まちづくり懇話会」「出前町長室」「町長への手紙・メール」などで住民の意見を把握し、町政に反映していく取組を進めています。

##### ◆◆課題◆◆

「広報みよし」を幅広い世代に読んでもらえるよう、より一層充実させていく必要があります。

今後も社会状況の変化に合わせ、さまざまなICT（情報通信技術）を活用し、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう、情報発信体制を充実させていくことが課題です。

広聴活動については、今後も多様な手段を用いながら住民の意見を把握し、町政に反映していくよう努める必要があります。

#### ■三芳町ホームページ



## 今後の施策

### ① 「広報みよし」の充実【秘書広報室】

「広報みよし」を多様な世代に楽しく読んでもらえるよう努めます。また、若年層など未読世代や多忙な人にも読んでもらうため、スマートフォン用アプリなど、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信に努めます。

### ② 情報発信の充実【秘書広報室】

社会状況の変化に合わせ、ホームページなどのさまざまなICT（情報通信技術）を活用して、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう、情報発信体制を充実させます。

### ③ 広聴活動の充実【秘書広報室/政策推進室】

パブリックコメントや「まちづくり懇話会」「出前町長室」「町長への手紙・メール」などを積極的に行い、住民の意見を町政へ反映させます。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
ホームページアクセス数	52,000 件	65,000 件	75,000 件

## ■広報みよし



## II 安全安心で幸せに暮らせるまち

### 3 効率的で質の高い行政サービスの提供

#### 5) 情報管理・セキュリティ

##### ◆◇現状◆◇

町では、住民の町政への参加を促進することを目的として、情報公開制度を導入し、開かれた町政を進めてきました。広報紙やホームページを通じて、行政各分野の計画や各種制度のしくみ、財政情報などを公開しています。さらに、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、審議会などの公開も行っています。

また、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ※対策、安全なインターネット環境の維持管理を図ってきました。

公文書に関しては、現在ファイリングシステム※の維持管理を行っています。より効率的な公文書管理に資するため、公文書のデータベースを作成し、また、例規集データベースをバージョンアップ※し、より利便性の高いものとししました。

##### ◆◇課題◆◇

開かれた町政を進めるため、今後、さらに住民が必要とする行政情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の普及や活用を促進させる必要があります。

情報セキュリティ対策については、今後においても、外部からの脅威に対する安全の確保、不正操作等作為的事象への対策等安全の確保に努める必要があります。

マイナンバー法の施行により、公文書のさらなる適正管理が求められることや、公文書等の管理に関する法律により、文書保存年限を終了した公文書の取扱いについて、廃棄するか歴史的公文書とするかの判断が求められることから、その取扱いが課題となっています。

- ※セキュリティ : 情報システムをとりまくさまざまな脅威から、情報資産を機密性・完全性・可用性の確保を行いつつ、正常に維持すること。
- ※ファイリングシステム: 情報を効率的に管理するための仕組み。情報の整理や活用の仕方、取捨選択方法なども含まれる
- ※バージョンアップ : ソフトウェアやハードウェアにおいて、新しい機能の追加やバグの修正、仕様の変更などにより改良や改善が加えられ機能が強化されること。

## 今後の施策

### ① 情報公開の推進【総務課】

住民が求めている情報、知りたい情報の提供を住民の立場に立ち積極的に情報発信していくとともに、個人情報の保護等とのバランスを考え、情報公開条例に基づいた情報提供の推進に努めます。

### ② セキュリティ対策【財務課/各担当課】

個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理の強化と重要データの保護等、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

### ③ 公文書の適正管理 【総務課】

公文書のさらなる適正な管理に努めるとともに、公文書管理法の施行に伴い歴史的価値のある公文書の取扱いについて検討を進めます。

#### ■セキュリティ対策



#### ■ファイリングシステム





## Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

- 1 自然環境や景観を活用した  
観光と地域ブランドづくりの推進
- 2 活力と賑わいのあるまちづくり
- 3 快適で接続可能な環境基盤の整備



## 1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

1) 自然環境保全と景観形成・緑化

2) 地域イメージの形成

3) 観光・地域ブランド

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

### 1) 自然環境保全と景観形成・緑化

#### ◆◆現状◆◆

町には、住民にとって誇りの源泉となっている平地林や三富新田などの特徴的な緑地があります。こうした自然環境と農地を保全活用し、良好な景観を形成するとともに、緑に恵まれた公園や街路樹の整備、緑化などを増進し、緑と魅力にあふれる景観や快適で持続可能な環境基盤の形成をめざしています。

また、藤久保の平地林が県の緑のトラスト保全地※第14号地に指定されるなど、町の平地林の価値が高まっています。町としても平地林を町有地として確保しており、県との連携を強化しながら、緑の保全に努めています。

#### ◆◆課題◆◆

近年は市街化調整区域での開発が進行するなど、有効な緑地保全策を構築することが急務となっています。そのため、緑地保全に努めるエリアの明確化や建築行為などを制限し、緑地保全につなげる制度や景観条例などの規制が必要となっています。

平地林の整備活動については、国、県、企業、地域住民等と連携を図りながら保全していくことが求められます。また、緑化条例などの規制について検討する必要もあります。

また、優れた自然環境を後世に残し広く住民へ公開するために、緑のトラスト保全整備事業を引き続き推進していくことが求められます。

さらに、けやき並木通り（いも街道）の景観整備や観光化など、街路樹の整備や緑化活動を促進させ、緑にあふれる景観づくりを進めていくことも必要です。

#### ■ トラスト保全地



※緑のトラスト保全地：優れた自然や貴重な歴史的環境を財産として後世に残すことを目的に埼玉県が指定するもの。

## 今後の施策

### ① 平地林の整備と景観形成【環境課】

国や県の補助事業を活用し行政、企業、地域住民、ボランティア団体等で協力し平地林の整備活動を推進します。また、良好な自然環境となるよう緑地条例や景観条例等により調和のとれた景観形成を検討します。

### ② 緑のトラスト保全整備事業の推進【環境課】

重点プロジェクト

平地林を公有地化し、優れた自然環境を後世に残し広く住民へ公開します。そのため、保全地内の散策路や木柵の設置等の整備事業を推進します。また、トラスト保全地の取得、整備、保全、管理等のための寄附金を町内企業、地域住民等から広く募集します。

### ③ 緑化の推進【環境課】

緑化推進協議会を中心とした、行政連絡区単位の花植え活動や緑化活動を、行政、企業、各種団体、住民等との協働により推進し、緑にあふれる景観づくりに努めます。

### ④ 緑地の活用と人材育成【環境課】

緑地の活用や保全について子どもから大人までが参加できる緑地活用プログラムの策定や緑地ボランティア等の拡大や専門家の育成に関する基本方針の策定を検討します。

## ● 達成目標

達成目標	現状値 (平成 27 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
保存樹林の指定	2.5ha	5ha	7.5ha

## ■ 緑地公園



### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

### 2) 地域イメージの形成

#### ◆◇現状◆◇

急激な少子高齢化、人口減少社会のなかで「選ばれるまち」になるためには、町の良好なイメージを町内外に発信し、魅力ある地域イメージの形成を図る必要があります。このことから、町では広報紙や町ホームページ等を通じて町内外に積極的に情報を発信してきました。

特に、これまで、町のイメージである「緑」や「自然」、町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」を活用し、親しみやすい町のイメージづくりを形成してきました。

また、ロケーションサービス\*として、庁舎周辺の公共施設を利用したテレビドラマや映画などにおける撮影の協力、支援などを行っています。

さらに、シティプロモーション活動について調査・研究し、今後の施策展開に活かすためシティプロモーション自治体等連絡協議会に加盟し、さまざまな市町村や民間事業者と情報交換や連携を進めてきました。

ふるさと納税は、寄附者の謝礼品に町の特産品や6次産業品、町内企業の工業製品等を利用して町のPRや寄附額の拡大を推し進めています。

#### ◆◇課題◆◇

魅力ある地域イメージの形成を図るため、積極的にシティプロモーション活動に取り組むことで、情報人口や交流人口の増加を図り、ひいては、定住人口の獲得につなげていくことが必要です。

ふるさと納税については、今後においても、町の特産品等をPRし、地域活性化のツールのひとつとしてさらに拡大していく必要があります。

ロケーションサービスについては、ロケーション地のデータベース\*の構築や情報提供を拡大し、さらに、町の魅力をアピールしイメージアップを図る必要があります。

国際交流やスポーツ振興などの視点から地域イメージを向上させるため、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの波及効果を積極的に活かす手段を検討することも望まれます。

また、今後も住民が町に誇りや愛着を持てるような機会を設けるとともに、町の魅力やマスコットキャラクターを活用しながら町外に向け広くPRし、地域イメージの向上を図る必要があります。

※ロケーションサービス： 映画やドラマなどの撮影をスムーズに進めるため、ロケ地に関するさまざまな情報の提供や公共施設の使用などを支援するサービス。映像を通して地域の魅力を発信し、広くPRしていくもの

※データベース： 特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの

## 今後の施策

### ① シティプロモーション\*活動の推進【秘書広報室/政策推進室/観光産業課】

町への愛着意識の向上をめざし、町内外に向けての情報発信を行うため、シティプロモーション各施策を整理するとともに、新たな展開について調査・研究していきます。これによりシティプロモーション基本方針を策定し活動していきます。

### ② ふるさと納税の推進【政策推進室】

町を応援しようとする人から広く寄附金を募り、町の事業に活用していきます。町の魅力や地元特産品等をPRし、地元産業の活性化を図ります。実施にあたっては返礼品の拡大に努め、地元事業者や企業との連携を深めます。

### ③ ロケーションサービス事業の推進【観光産業課】

町を舞台とした映像をとおして、町の魅力を積極的にアピールし、イメージアップにつなげていきます。庁舎等公共施設をロケーションとして使用する場合の規定等の整備を行います。

### ④ 東京オリンピック・パラリンピック効果の活用【政策推進室】

東京オリンピック・パラリンピックの波及効果を積極的に活かし、国際交流、青少年育成、スポーツの振興、観光の振興、インバウンド\*等につなげるため、ホストタウン\*\*や日本遺産認定等について検討します。

### ⑤ 地域イメージの向上【秘書広報室】

適切かつ積極的に町の行政情報や生活情報を提供し、町政への理解を促進するとともに、住民との情報の共有化を図ります。また、町の魅力や住民の顔が見える、地域に密着した記事などを提供し、住民が町に誇りや愛着を持てるような機会をつくり、町外に向けてPRし広く情報発信します。

### ⑥ マスコットキャラクターの活用【観光産業課】

町のマスコットキャラクターみらいくん・のぞみちゃんを活用して、町内外で行われる各種イベントへの積極的に参加し、町の魅力を広くPRします。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
町への愛着度（住民意識調査）	62%	70%	80%
定住意向（住民意識調査）	83%	85%	90%
ふるさと納税の商品数	14 点（H27）	50 点	—

※シティプロモーション： 地域資源をブランド化し、戦略的に発信することにより、魅力ある地域社会の形成をめざす広報活動を推進していくこと。戦略的に地域の魅力を発信し展開していくもの

※インバウンド： 日本国外から入ってくる旅行者数、外国人による日本旅行者数

※ホストタウン： 大会開催を契機に、大会や事前合宿等に参加する選手・スタッフ等との交流を通じて、スポーツ振興、教育文化の向上、共生社会の実現を図ろうとする自治体

### Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

### 3) 観光・地域ブランド

#### ◆◇現状◆◇

グローバル化の進展やアジアを中心とした国際観光需要の増加により、観光振興の重要性が高まっています。

また、観光の形態は多様化し、今までの「見る観光」から「体験交流型の観光」に変化し、地域の人との交流を求める需要も増加しています。

町では、「三富新田」「富の川越いも」をはじめ「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源のブランド化を進めるため、けやき並木通り（いも街道）、竹間沢こぶしの里を中心に整備を行ってきました。

また、産業祭や世界一のいも掘りまつり、体験落ち葉掃きなどの各種イベントをとおして町の魅力を広く発信し、かつ都市住民との交流を促進しています。地域で活動している団体と連携し、観光情報ページ、観光産業課フェイスブックなどでの情報発信を進めて広範囲にPRし、認知度の向上を図っています。

#### ◆◇課題◆◇

町内には、「三富新田」「富の川越いも」をはじめ「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源が存在しますが、面的な広がりは限られ、認知度不足が課題となっています。

町の観光資源をさらに活かし、地域ブランド※化を図ることで町の魅力を高め、活力あるまちづくりが求められています。

生産者などによる農産物の加工・販売・流通への展開や、企業、団体等による生産者と連携した新商品の開発や加工などの6次産業化の取組も期待されており、観光や体験など、町ならではの付加価値を加えた6次産業化の取組が必要です。

※地域ブランド： その地域に存在する自然、歴史、文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域に自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等に共感、愛着、満足度をもたらすもの

## 今後の施策

### ① 観光拠点の整備【観光産業課】

けやき並木通り（いも街道）や竹間沢こぶしの里等の観光拠点を、各種補助事業を活用しながら整備し、観光客の満足度や利便性の向上を図ります。

### ② 観光資源のブランド化【観光産業課】 **重点プロジェクト**

「三富新田」「富の川越いも」「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源のブランド化を図るため、産業祭や世界一のいも掘りまつり、体験落ち葉掃きなどの各種イベントの開催をとおして地域で活動している団体との連携を強めるとともに、SNS等を使った情報発信を積極的に行い、町の観光資源の認知度向上を推進します。

### ③ 6次産業プラスの推進【観光産業課】 **重点プロジェクト**

生産者などによる農産物の加工・販売・流通への展開や企業、団体等と生産者などとの連携による新商品の開発や加工などの6次産業化に、町ならではの観光や体験などをプラスします。

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
観光入込客数	80,813 人	90,000 人	110,000 人

#### ■けやき並木通り（いも街道）





## 2 活力と賑わいのあるまちづくり

1) 農業振興

2) 工業振興

3) 商業振興

4) 勤労者対策

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 2 活力と賑わいのあるまちづくり

### 1) 農業振興

#### ◆◆現状◆◆

町の農業は、都心から30キロ圏内にある畑作中心の都市農業として、生産農家の努力により県内有数の農業生産額を上げています。代々農家は、武蔵野台地の赤土に堆肥などの施肥を行い、作物が豊かに実る大地へと地道に土づくりを行ってきました。高品質な葉物・根菜類や狭山茶、蕎麦など、みよし野菜に関する流通市場の評価は高く、立地条件の良さから多様な販売方法を選択することができ、直売所や庭先販売による直接販売において、その需要が伸びています。

#### ◆◆課題◆◆

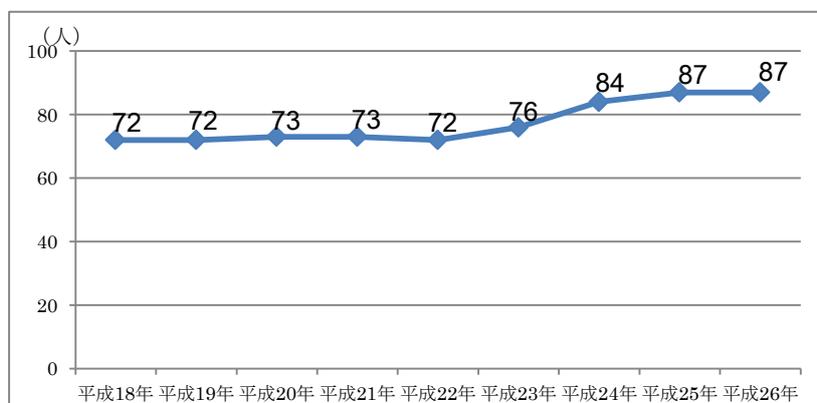
現在、専業農家率、後継者率とも埼玉県内トップクラスですが、50年、100年後も継続していくためには、高齢化、労働力不足、後継者難、耕作面積の維持困難などの問題も懸念され、後継者と新規就農者の育成・支援・魅力ある地域農業発信は欠かせません。

また、農業に関する問題点は地域ごとに異なるため「人・農地プラン」による位置づけが必要となります。

平地林の育成と落ち葉堆肥を利用した伝統農法は、高品質な農業生産を支え、営農による景観形成や自然環境の維持・保全、地域住民の憩いなど自然環境にも配慮した優れた農法といえます。この農法を世界に発信しつつ、住民への理解や啓発を進め、伝統農法を維持するための平地林の適正管理を推進するとともに、相続税対策として平地林を売却せざるを得ない問題等に対して、国・県に訴え続けなければなりません。

なお、農作物への鳥獣被害対策にも、今後さらに調査・研究し効果的な対策を講じる必要があります。

認定農業者※数の推移



※認定農業者： 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

## 今後の施策

### ① 世界農業遺産の推進【観光産業課】

平地林の育成と落ち葉堆肥による循環型農法を未来につなぐため、世界農業遺産の認定とその持続的な活用を推進します。

### ② みよし野菜のブランド化と都市農業の推進【観光産業課】

みよし野菜の知名度の向上、一般消費者への消費拡大を図るためイベントを実施します。また、都市農業としての利点を活かした6次産業プラスを実施し、観光、教育、環境等の面から幅広く地域農業のPRを行い農産物の高付加価値化を図ります。

### ③ 農業・農村の多面的機能による農業振興【観光産業課】

農業の多面的機能を向上するため、地域住民と地域活動組織により農地の維持や景観、自然環境の保全を図ります。

### ④ 農業改善事業の推進【観光産業課】

効率的かつ効果的な農産物の安定的な生産のために、農業の近代化（機械化）や施設整備などの農業環境整備を図ります。

### ⑤ 環境保全型農業の推進【観光産業課】

減農薬・減化学肥料による農業を推進し、伝統的な落ち葉堆肥による農法の拡大を図ります。

### ⑥ 後継者と担い手農家の育成【観光産業課】

全国でも評価の高い農業技能の持続可能性を高めるため、新しい感覚を持った次世代農業者や女性農業者等、多様な担い手となる後継者や新規就農者を支援します。また、農業者の意向を把握しながら「人・農地プラン」を策定し、地域特性に応じた支援を展開します。

### ⑦ 農地の有効活用【観光産業課】

農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業委員会等関係機関と連携し、農地の集積と集約化を視野に入れた、耕作放棄地の減少や遊休農地対策を推進します。

### ⑧ 農作物への鳥獣被害対策【観光産業課】

農作物への鳥獣被害を防止するため、関係機関と連携しながら調査・研究し、効果的な対策を積極的に推進します。

## ●関連計画

計画名	計画期間
人・農地プラン（北永井・上富）	（平成24年・平成26年）
人・農地プラン（藤久保・竹間沢）	平成28年以降策定予定

## ●達成目標

達成目標	現状値 （平成26年度）	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
認定農業者数	87人	100人	115人
経営耕作面積	375ha	➡	➡

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 2 活力と賑わいのあるまちづくり

### 2) 工業振興

#### ◆◆現状◆◆

生産機能の海外移転など、産業の空洞化が進んでおり、企業をとりまく環境は厳しい状況が続いています。

町には、関越自動車道などの恵まれた交通立地条件を背景に、物流関連を中心とした企業が多くあります。しかしながら、近年の景気の低迷などから、事業所数は伸び悩みの傾向にあります。また、圏央道開通に伴い流通の変化も起きています。一方で、企業は震災などの災害に強い立地や雇用の確保を求めており、町は双方において優位性をもっています。

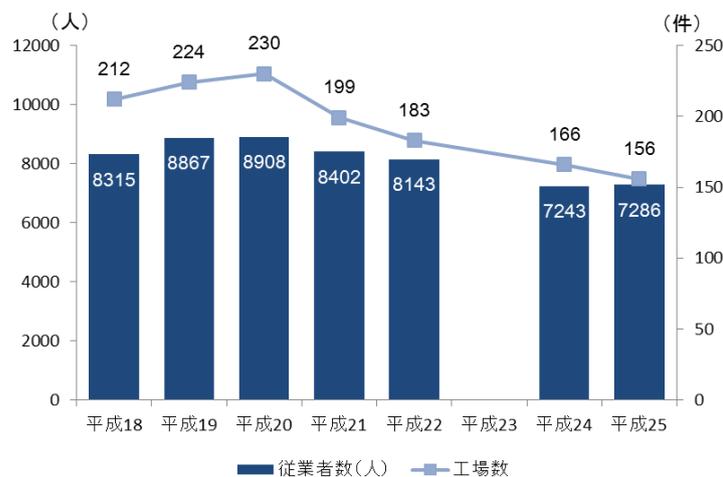
#### ◆◆課題◆◆

中小企業をとりまく経営環境が厳しい状況のなか、経営の安定化を図るため商工会との連携強化を推進し、制度融資や国、県等の各種制度の有効活用を図り、企業経営の強化を促進することが求められます。

また、多方面にわたるビジネスチャンスの拡大と新分野への事業展開などを促進し、地域における企業への理解と相互関係の向上を目的として、さまざまな機会を通じて情報交換の場や地域交流を促進する必要があります。

さらには、三芳スマートICのフルインター化に伴う新たな交通網を活用した既存企業の留置と新規企業の誘致を促進させることが必要です。

工場数・従業員数の推移



※平成23年は、工業統計調査が実施されていません

## 今後の施策

### ① 経営力の強化【観光産業課】

中小企業の経営の安定化を図るため商工会との連携強化を推進し、制度融資や国、県等の各種制度の有効活用を図り企業経営の強化に努めます。

### ② 企業・地域間交流の促進【観光産業課】

多方面に渡るビジネスチャンスの拡大と新分野への事業展開等を促進し、地域における企業への理解と相互関係の向上を目的として、さまざまな機会を通じて情報交換や地域交流の場をつくります。

### ③ 三芳スマートIC周辺の整備【道路交通課/都市計画課/上下水道課】 **重点プロジェクト**

三芳スマートICの整備と併せ、生産・流通拠点の整備として、幹線3号線みどり共生産業ゾーンやその周辺のアクセス道路、インフラ等の整備を実施していきます。これにより、新規優良企業の誘致や既存企業の留置を図ります。

また、都市計画の見直しにより、既存企業の施設更新を促し、企業の生産性の向上を図ります。

### ④ 企業の誘致促進【政策推進室/道路交通課】 **緊急重点プロジェクト**

埼玉県の企業誘致政策と連携しつつ、企業や民間デベロッパー\*の動向を積極的に情報収集し、優良企業の誘致を推進します。誘致にあたっては、「自然災害が少ない町」などの町の地理的優位性をアピールし誘致拡大につなげます。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成24年度)	平成31年度 目標値	平成35年度 目標値
事業所数(第二次産業)	560事業所	➡	➡

### ■町内事業所訪問



※民間デベロッパー： 資本の大きな不動産会社、ゼネコンなど土地開発業者

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 2 活力と賑わいのあるまちづくり

### 3) 商業振興

#### ◆◆現状◆◆

近年、インターネット販売、産地直送等により、商業環境がますますの多様化し消費者ニーズも多様化しています。また、郊外型大型小売店舗の進出などにより、商業構造が変化し、地域間競争が激化しています。

町においても、量販店の進出や消費者の低価格志向、個人商店の客離れなどを背景に、商店数、従業員数とも減少し、商店街の空洞化が進行しています。このようなことから町では、商店会や商工会と連携のもと、商店街活性化に向けた取組を支援しているところです。

#### ◆◆課題◆◆

商業の均衡ある発展を図るためには、商業団体の育成強化は不可欠であり、大型店と既存商店との共存共栄をめざした商業基盤の整備が課題となっています。

また、賑わいや交流の生まれる商業拠点が少ない状況であり、今後においては、情報発信や地域と地域が連携し活力のある地域づくりを行うための地場産物の販売等新たな商業機能を持つ拠点の創出が求められます。

経営の改善、安定化や商業の健全な発展に向けて、関係団体との連携強化、担い手の育成などが課題となっています。

#### ■ 黒おび商店街認定



## 今後の施策

### ① 商店街活性化の促進【観光産業課】

商店会、商工会との連携のもと、商店街活性化に向けた取組の促進に努めます。

### ② 新たな商業拠点の創出【道路交通課】 **重点プロジェクト**

三芳パーキングエリアの周辺における「(仮称)三芳バザール賑わい公園構想」の検討を進め、地域観光や産業の情報発信やイベント交流を通じて独自性を打ち出し、新たな商業機能の創出を図ります。

### ③ 担い手の育成支援【観光産業課】

商業の健全な発展と経営基盤の強化に向け、関係団体と連携し、各種資金融資制度や国・県等の各種制度の有効活用を推進し、経営の改善や安定化を支援します。

#### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 24 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
卸・小売業事業所数	298 事業所	➡	➡

■藤久保中央通り商店会案内図



### Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 2 活力と賑わいのあるまちづくり

### 4) 勤労者対策

#### ◆◆現状◆◆

近年、若年層の就業率の低迷や非正規雇用労働者の増加、就労意識があっても定職に就くことができない人が増加しています。また、女性の子育て世代における就職への悩みや高齢者の就業希望の高まりなど、若者だけでなく勤労者全体の就職難が社会問題となっています。

町では、公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、求人情報の提供や再就職の援助、雇用の拡大、職業能力開発への支援など、さまざまな就業支援に取り組んでいます。

また、住宅支援事業の実施など、勤労者の安定した生活と福祉の向上に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、若年層の価値観の多様化にともない勤労意欲や就労形態も多様化しています。また、高齢者の社会参加や勤労意欲の高まりも目立ち始めていることから、町では、勤労者に向けて、各種セミナーを実施し就労意欲の醸成を図っています。

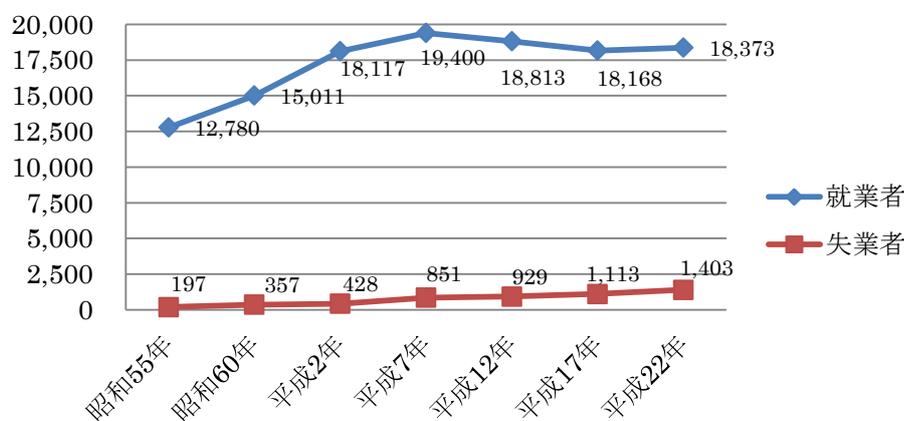
#### ◆◆課題◆◆

就業支援については、就業に関する相談や情報提供のための体制をさらに充実させていく必要があります。

また、勤労者が安心して生活をおくることができるように制度の充実を図るとともに、自立した勤労者を増やしていく必要があります。

さらに、子育て世代の女性の再就職希望者や働きたい高齢者などさまざまなライフスタイルに合わせて就労支援施策に取り組む必要があります。

就業者数と失業者数



(資料：国勢調査)

## 今後の施策

### ① 就労支援の充実【観光産業課】

公共職業安定所などの関係機関と連携して求人情報を提供し、再就職の援助や雇用の拡大に努めるとともに、職業能力開発への支援、就業に関する相談、情報提供体制の充実等に努めます。

### ② 勤労者生活安定対策の充実【観光産業課】

住宅支援制度の実施など、勤労者の生活安定と福祉の向上が図られるよう、融資制度の周知や活用促進を図ります。

### ③ 勤労意識の醸成【観光産業課】

若者層の勤労意欲の多様化などに対応するため、勤労者や経営者に対する各種セミナーを実施し、就労意識の醸成を図るとともに、勤労者の自立に向けた支援に取り組みます。

### ④ 高齢者や子育て世代の女性の就労等社会参加システムの構築

【政策推進室/観光産業課】

働く意欲のある高齢者や子育て世代の女性の就業等地域社会に参加する場を確保していくため、就業ニーズと地域社会の雇用ニーズをマッチング※させる仕組みづくりを研究します。これにより、多様な機関や企業と連携し、就業等社会参加に関する情報提供やコーディネート※をする体制を構築していきます。

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 22 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
就業者数	18,373 人	➡	➡
就業率	55.3%	➡	➡

### ■求人情報



※マッチング : 複数の条件を結び付けること。

※コーディネート : 物事を調整すること。間に入ってまとめること。



### 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

1) 公害・地球温暖化対策

2) 循環型社会形成

3) 環境美化

4) 上水道

5) 下水道

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

### 1) 公害・地球温暖化対策

#### ◆◆現状◆◆

町では、環境汚染状況の現状と動向を把握するため、ダイオキシン類測定調査、環境大気調査、酸性雨調査、河川水質調査、道路交通騒音測定調査、地下水調査などの環境調査を定期的を実施し、町内の生活環境の把握に努めています。

また、地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行っています。

再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の導入については、地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出しない環境にやさしいエネルギーである太陽光発電システムに対し、設置費用の一部を助成しています。

さらに、事業者により公共施設や学校の屋上に太陽光パネルを設置し、発電状態が見られる仕組みにすることで、環境教育に役立てているところです。

#### ◆◆課題◆◆

今後も公害に関する苦情として、騒音・悪臭等に関する苦情が寄せられた場合は、発生源を調査し問題の解決に努める必要があります。

また、家庭や事業所などの節電の啓発活動や町の事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー導入を促進するなど、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

さらに、学校などの公共施設に設置した自然エネルギー発電システム等を通じた環境教育に取り組んでいくことが求められています。

#### ■太陽光パネル



※再生可能エネルギー： エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。太陽光、地熱、水力、風力など

## 今後の施策

### ① 公害等の環境問題への対応 【環境課】

公害、放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図ります。

また、住民が安心して暮らせるよう、大気、水質、土壌、ダイオキシン等の環境調査を定期的かつ継続的に実施し、常に町内の環境状態を的確に把握し、その情報を公開します。

### ② 地球温暖化対策の推進 【環境課】

家庭や事業所における自動車のアイドリング・ストップ<sup>※</sup>やエアコンの適正な温度設定など節電を奨励し、地球温暖化防止の啓発活動を推進します。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

### ③ 再生可能エネルギーの普及【環境課】

太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入を促進し、その普及を図ります。

### ④ 環境教育の推進【環境課】

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりについて住民の理解を深めるため、環境教育の推進に努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
地球温暖化対策実行計画	平成 27 年度～平成 31 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
公共施設の温室ガス排出量	1,915.92t-CO <sub>2</sub>	1,800.96t-CO <sub>2</sub>	—

## ■太陽光発電モニター



※アイドリング・ストップ：自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないこと。また、停車時にエンジンを停止させること。

### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

### 2) 循環型社会形成

#### ◆◆現状◆◆

廃棄物の発生量は年々増加しており、ごみの減量化が大きな課題となっています。これらの問題を解決するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄にいたるまでの資源の効率的な利用やリサイクル※を進めることが求められています。町では、循環型社会の形成に向けて、資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、廃棄物の減量化を推進しています。

平成14年度（2002）から、町の「可燃ごみ」はふじみ野市の清掃センターで、ふじみ野市の「不燃ごみ」は町の清掃工場と、相互に処理しています。しかし、現在施設が老朽化しているため、共同による広域ごみ処理施設の建設を進めています。ごみ処理を効率的かつ効果的に実施し、これに伴う高効率なエネルギー回収及び資源回収を実現し、循環型社会形成を推進する施設として、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、計量施設、余熱利用施設を整備しています。

また、町では、計画的なごみ処理を推進するため平成24年度（2012）から一般廃棄物処理基本計画により、事業所ごみ分別の強化などの施策事業を実施しています。

#### ◆◆課題◆◆

循環型社会の形成に向けて、引き続き住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図るとともに、資源の再利用・リサイクルを推進していく必要があります。

また、広域ごみ処理施設を効率的かつ効果的に運営するため、分別収集のシステムの見直しが必要となっています。

#### ■ごみの分別



※リサイクル：「再循環」を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

## 今後の施策

### ① ごみ減量の意識啓発と再利用の推進【環境課】

住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、循環型社会の形成のため、資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、廃棄物の発生抑制や減量化を促進します。

### ② 広域ごみ処理施設の整備と計画的なごみ処理の推進【環境課】

ふじみ野市との共同による広域ごみ処理施設を建設するとともに、ごみの分別収集システムを見直し、円滑なごみ収集を行います。また、一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的なごみの分別回収処理の推進に取り組みます。

### ●関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	平成 24 年度～平成 33 年度
ふじみ野市・三芳町地域循環型社会形成推進地域計画	平成 22 年度～平成 28 年度

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 26 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
一般廃棄物のリサイクル率	18%	30%	31%

### ■広域ごみ処理施設完成予想図



### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

### 3) 環境美化

#### ◆◇現状◆◇

町は、都心に近い位置にありながら、武蔵野の面影を残す平地林が広がり、緑豊かな環境に恵まれています。一方で、人目にふれない場所も多いことから、山林や道路などへのごみの不法投棄やポイ捨ても多く見受けられます。

そこで、住民との協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を推進するため、「(仮称)三芳町をきれいにする条例」の制定に向けて検討を進めています。

現在、町及び区長会が主体となり、多くの住民に参加を呼びかけ、ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動を実施し、道路清掃、空き缶拾い、不法投棄廃棄物の撤去を行っています。また、ごみの不法投棄・空き缶などのポイ捨てなど看板設置により予防を図っています。

#### ◆◇課題◆◇

「(仮称)三芳町をきれいにする条例」の制定に向けて検討を進めるとともに、引き続き住民と協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を推進し、住民の環境美化意識の高揚を図っていくことが求められています。

また、きれいなまちづくりを推進するために、ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動を引き続き実施するとともに、住民と行政の協働でのパトロール等の監視機能を強化するなど、ごみ不法投棄対策の強化が必要となっています。

さらに、近年問題視されている、適正な管理が行われていない空家等の衛生や景観面について、必要な対策を講じていく必要があります。

#### ■ 落ち葉掃き清掃



## 今後の施策

### ① 環境美化の推進【環境課】

制定を予定している「(仮称)三芳町をきれいにする条例」により、住民とともに、清潔できれいな町にし、安全で快適な生活環境を推進します。また、迷惑看板などの防止対策の強化を図るとともに、ごみゼロ運動などの環境美化活動により多くの住民参加を促し、住民の環境美化意識の高揚を図ります。

さらに、空家等の対応については、法令等に基づき衛生面や景観面の対策を講じていきます。

### ② ごみ不法投棄対策の強化【環境課】

ごみの不法投棄を禁止する看板を設置するなどの対策を講じます。また、住民と行政の相互協力体制の充実を図りつつ、パトロールなどの監視機能を強化し、ごみの不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。

### ③ ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動の実施【環境課】

ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動を実施し、よりよい環境を創造するとともに、環境美化活動を通じ環境問題に対する認識を深め、清潔できれいなまちづくりを推進します。

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 27 年度)	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動参加者数	4,242 人	4,300 人	4,400 人

■ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動



### III 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

### 4) 上水道

#### ◆◆現状◆◆

町の水道水は、地下水が約3割で、県水\*が約7割を占めています。県では、荒川上流部や利根川上流部にダム整備を行い、水源の確保に努めています。また、町では湧水時や災害時の自己水源の確保が求められることから地下水を飲料水として利用しています。

また、水道水の安定供給のために、平成25年度（2013）で浄水施設の耐震化を完了しました。

さらに、非常時に飲料水の迅速な確保や水道施設の早急な復旧を図るため、災害備蓄資材の充実や初動体制の確立など、即時対応できるよう災害対策を推進してきました。

#### ◆◆課題◆◆

今後は、安全で安定した給水を堅持するために、浄水場、町の井戸、配水管等の水道施設を計画的に整備することで水質管理を充実させるとともに健全で効率的な水道事業の運営に努める必要があります。

また、湧水時や災害時などの水源としても活用できるよう配水管の耐震化を進めるなど、災害に強い水道供給システムの構築が課題となっています。

■浄水場配水塔



\*県水：埼玉県営水道（埼玉県企業局）が河川の水を浄化して市町村に給水（有料）している水道水

## 今後の施策

### ① 水源の確保と有効利用【上下水道課】

湧水時や災害時などの水源としても活用できるよう、取水井戸管内部の清掃点検や取水ポンプの維持管理に努め、地下水の揚水量を確保します。

### ② 維持管理と災害対策【上下水道課】

住民の生活を守り、安心して水道を利用できるよう、水道供給施設の計画的な維持管理や更新を実施し、常に安定的な水道水の供給に努めます。また、配水管の耐震化等により、災害に強い水道供給システムの構築を図ります。

### ③ 水道経営の健全化【上下水道課】

常に安定的な経営をめざして、事務事業の効率化を図り、経営の健全化に努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
水道事業ビジョン	平成 24 年度～平成 33 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
竹間沢東地区の配水管耐震化率	-	40%	100%

■浄水場県水受水配水池



### Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## 3 快適で持続可能な環境基盤の整備

### 5) 下水道

#### ◆◆現状◆◆

町の下水道事業は、昭和50年（1975）に荒川右岸流域下水道計画として公共下水道整備事業を開始し、平成元年（1989）には特定環境保全公共下水道事業を開始するなど、計画的に事業を進めてきました。市街化区域内の公共下水道整備は、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業に併せて事業を進めてきました。

#### ◆◆課題◆◆

下水道施設の更新の時期の到来に備えて、下水道使用料を改定しましたが、節水器具の普及や、人口減少が見込まれるなか、下水道使用料の大幅な増収は期待できず、特定環境保全公共下水道地区を中心に接続率の向上や事業の見直しが課題となっています。

雨水管整備については、公共下水道事業としての雨水整備計画を策定するとともに、新河岸川流域自治体の責務として雨水の流出を抑制するために、浸透施設や貯留施設の整備など調節機能を充実する必要があります。

東日本大震災を受け、大規模地震の発生の懸念が広がっています。こうした大規模地震を想定するなかで、下水道の耐震化を計画的に推進していくことが求められます。

#### ■一般下水築造工事



## 今後の施策

### ① 下水道の普及促進【上下水道課】

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の接続を推進するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度を存続させ、下水道の普及促進に努めます。

### ② 下水道の耐震化対策【上下水道課】

下水道機能確保のため、下水道地震対策の計画的な実施に努めます。

### ③ 雨水管の整備【上下水道課】

水害のない生活環境を守り、雨水流出の抑制を図る調節機能を整備するため、雨水整備計画を策定し、計画的に雨水管の整備を進めます。

### ④ 雨水処理対策の充実【上下水道課】

雨水貯留施設の整備、維持管理、開発行為に対する雨水流出抑制の指導等を行い、雨水を雨水管や水路に直接放流するのではなく、可能な限り地下に浸透させる流出抑制を進めます。

## ●達成目標

達成目標	現状値	平成 31 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
指定避難所周辺の人孔接続部の耐震化率	-	50.6%	100%

■雨水貯留施設清掃



